

平成26年第1回波佐見町議会定例会会議録

平成26年第1回波佐見町議会定例会（第1日目）は、平成26年3月4日日本町役場議場に召集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清 書記 山下研一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	宮川豊	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	山下和雄	税務課長	小林修身
住民福祉課長	北村洋子	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	吉永智恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	内田稔	総務課行政担当係長	村川浩記

5. 議事日程は次のとおりである。

- 諸般の報告
- 1 議長報告
 - 2 例月現金出納検査結果の報告（11、12、1月分）
 - 3 定期監査報告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明
- 日程第4 25陳情第6号 駄野地区圃場の灌漑用水確保のため、公共下水道処理水の陣川揚水場上流への還元についての陳情書
(以上1件 産業厚生委員会付託)
- 日程第5 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（波佐見町国民健康保険条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第9号 平成25年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第10号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第11号 平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第12号 平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第13号 平成25年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第14号 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第15号 平成25年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第16号 町営住宅鹿山団地建替工事請負契約の変更について
- 日程第14 議案第21号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

午前10時 開会

○議長（川田保則君）

御起立願います。おはようございます。ただいまから平成26年第1回波佐見町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（川田保則君）

これから諸般の報告を行います。

初めに、議長報告、例月現金出納検査結果の報告及び定期監査報告については、その写しを配付しております。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川田保則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、藤川法男議員、今井泰照議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（川田保則君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの14日間と決定しました。

日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第3. 町長の施政方針及び提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに平成26年第1回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

開会に当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、本日提出しました平成26年度各会計の予算及びその他の議案について御説明申し上げます。

私は平成22年9月、4期目の就任に当たり、開かれた町政のもと、新たな政治信条として、至誠実行、不易流行、温故創新を町政の基本理念とし、常に町民皆様が安心して希望が持てる町づくりを推進してまいりました。この間、議員の皆様を初め、町民の皆様には町政全般にわたって御理解と御支援、御協力を賜り、おかげさまで事務事業が円滑に推進しておりますことを心から感謝申し上げます。

これまで計画し、推進してきた幾つかの大きなプロジェクトが軌道に乗り、元気な町として全国に浸透しつつあります。特に雇用の創出につきましては、長崎キヤノンの進出により1,000人規模の雇用が生まれ、町内の住環境もさま変わりしております。さらに温泉施設湯治楼も入湯客が年間10万人を越す勢いでにぎわっており、中尾山や西ノ原周辺でも多くの若い人たちの姿が見られるようになりました。また、陶磁器産業である波佐見焼の知名度も関係者の努力により向上しており、特に東京ドームでのテーブルウェア・フェスティバルでは年々人気が高まり、大盛況を博すようになりました。

そのような状況の中、宿泊施設の進出について熱望していましたが、このたび長野郷の温泉施設湯治楼のすぐ前に、ビジネスとリゾートを兼ね備えた温泉を楽しみながら過ごす、心も体も温まるリゾート施設をコンセプトに、木造2階建てのホテル、ブリスヴィラ波佐見の進出が決まり、9月開業に向けて着々と進んでおり、本町の活性化に多大な貢献がいただけるものと大いに期待いたすところであります。

20世紀は成長と力と拡大の時代、21世紀は心と感性と存在感の時代であると言われており、平成26年度におきましては、地場産業である窯業、農業の振興、窯業と農業をコラボした観光事業の推進、企業誘致による雇用の創出、定住化対策の推進、本町の歴史文化を通しての町づくりを主な行政の課題として重点的に取り組み、「人と心がかよいあう陶磁と緑のまち波佐見」を目指して、全職員一丸となって取り組んでまいります。

さて、我が国は一昨年12月に誕生した自公連立による安倍政権のもと、強力な経済対策、いわゆるアベノミクスにより円安株高が進み、あわせて2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、経済の見通しも明るさを取り戻しており、地方経済への影響についても大いに期待するところであります。

このような中、4月からの消費税増税に備え、景気を下支えする経済対策を盛り込んだ平成25年度国の一般会計補正予算が去る2月6日に成立し、平成26年度一般会計予算については、現在、通常国会において審議されており、補正予算と一体となった執行により、より早い経済効果があらわれてくるものと期待しております。

また、地方財政計画では、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応のモードから平時モードへの切りかえを詰めていく必要があるとされており、社会保障の充実等を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、地方税、地方交付税等を含め、平成25年度地方財政計画を相当程度上回る額を確保することとされております。

一方、本町の財政状況については、平成17年度に策定した財政計画により、財政改革を実施してきた結果、歳入面では町税等の滞納徴収に積極的に取り組み、新たな財源として企業誘致などによる自主財源の確保に努めるとともに、歳出面では人件費の削減と起債借入れを抑制し、補助金の削減についても町民皆様方の御理解と御協力をいただき、実施することができました。

その結果、財政調整基金等の基金総額は逆に増額積み立てすることができ、一定の改革の成果を見ることができました。地方債残高は、平成25年度末、68億1,000万円、うち臨時財政対策債等を除く通常債では42億4,000万円程度で、依然として将来への大きな負担となっていることから、引き続き財政の健全化を図ってまいります。

今後、扶助費等の社会保障費や特別会計への操出金等の増額が予想される中で、自主財源の確保対策として企業誘致や定住対策等を重点的に取り組んでまいります。さらに活性化対策として地域おこし協力隊制度を導入し、観光事業の推進と農林業の振興のために2名の地域おこし協力隊員を採用することとしました。

また、重要な事業として、町道改良事業、町営住宅鹿山団地建てかえ事業、西ノ原土地区画整理事業、義務教育施設改修事業、公共下水道事業等々が山積しており、これらの事業を推進しながら、現在の行政需要に的確に対応するために、簡素で効率的な行政運営を強力に推進し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的に配分していく考えであります。

それでは、当初予算案と関連させながら、主要な政策の概要を御説明申し上げます。

1、企業誘致の推進。

日本の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略である、いわゆる三本の矢の効果もあって、実質GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど着実に上向いている状況ですが、景気回復の実感は中小企業、小規模事業者や地方経済にはいまだ十分に浸透しておらず、また、業種ごとの業況にばらつきが見られるのが現状です。

そのような状況の中で、国では企業の設備投資を促すための減税や工場建設時の手続を簡素化するなどの対策が計画されており、これらとあわせ、現状の景気回復基調に乗って企業の投資意欲が喚起されるものと期待するところであります。

昨年完成しました町営工業団地には残念ながら現在のところ企業誘致にまで至っておりませんが、積極的な企業訪問を展開している中で、以前とは変わり、企業側に設備投資意欲も強まったように感じられることから、今後も長崎県産業振興財団と密接な連携をとりながら、一刻も早い誘致につながるように全力で取り組むよう進めてまいります。また、町営工業団地に限らず、町内空き工場や空き地などへの誘致や、製造業以外のあらゆる業種の企業や事業者についても、適地紹介などにより誘致の推進を図るとともに、誘致後のビジネスマッチングなどの支援策を講じることとしています。

2、交流人口の拡大と定住対策の推進。

(1) 交流人口拡大の推進。

町では「来なっせ100万人」を目標に掲げて、交流人口の拡大による町の活性化を推進しており、町内に内在する地域資源を生かした体験型観光事業に取り組んでいるところであります。観光統計によれば、80万人近くの方が来訪しており、近年は若い女性の観光客が目立つようになり、当時ははるか遠い目標と思われた100万人が現実味を帯びてまいりました。昨年は町内の各イベントと体験観光事業をまとめて商品化した、つんの〜で波佐見TOU・NOUの里、いわゆる陶農博を開催し、参加者には大変好評を博したところであります。今後はさらに検証を重ねて、満足度の高い商品へと改良を進め、誘客の増に努めます。

また、都市部からの人材を地域に受け入れ、新たな視点や感覚、発想で地域活性化と町づくりに取り組む地域おこし協力隊2名を商工観光担当及び農林振興担当として配置し、波佐見町の地域力や魅力度をさらに高める役割を担って活動を展開してもらうとともに、緊急雇用対策事業の活用によりあらゆるツールで情報発信を行いながら、交流人口の拡大に努めて

まいります。

観光重点施策として位置づけて実施した波佐見温泉の新泉源開発が基点となり、その後の温浴施設やレストランのオープンへとつながっています。これらの施設は町外からの来訪者に特に好評で、活況を呈していることは御存じのとおりです。さらに本年9月にはこの近隣に九州教具と立地協定を締結し誘致したホテルが開業予定であり、これにより本町が持つ観光資源を有効に生かして企画するツアー、いわゆる着地型観光のさらなる推進と、これまでの単なる日帰り観光から滞在型観光への挑戦も十分可能となりました。

町はあらゆる地域資源を活用した地域活性化策により、交流人口の拡大を図り、ホテルはこれらの来訪者の取り込み策を展開する。そして、また新たな町づくりが形成される。このように相乗効果がうまく循環し、さらに地域活性化が進んでいくように努めます。また、今年度も町内飲食店を対象に食を素材にした事業を開催するとともに、食と観光の融合による交流人口の拡大に努めます。

このように平成26年度を観光立町元年と位置づけ、中尾山や西ノ原地区への集客対策などを含めた長崎県元気な観光地応援事業等への積極的な取り組みを進めます。

(2) 定住対策の推進。

全国的な少子化による人口減少は本町でも例外ではなく、労働人口の高齢化や後継者不足、さらには地域活力の減退へとつながることから、平成24年度に定住奨励金制度を創設し、定住人口の拡大に努めてまいりました。その結果、平成24年度におきましては28件、88人、平成25年度ではこれまでに33件、110人の定住が図られており、平成26年度も引き続き推進してまいります。

なお、この定住奨励金制度につきましては、平成24年度から3カ年としていることから、平成26年度において効果等の検証を行い、今後の方針を決定したいと思います。

3、地場産業の振興。

(1) 陶磁器産業の振興。

伝統に裏打ちされた確かな技術のもとに、時代の要求に柔軟に対応し、スピード感を持って商品を生産できる産地として発展してきたその姿は波佐見焼の大きな特徴であろうと思います。いわゆるアベノミクス効果により、国内景気は確かな回復基調が見られるようになってきましたが、地域経済、とりわけ本町陶磁器産業にとって厳しい状況に大きな変わりはありません。ただし、現状を他産地と比較した場合、比較的元気で活性化しているとの声も聞

こえてきます。これは行政と窯業界が一体になって産地PRと波佐見焼ブランド確立のため各種事業を展開してきたことと、常に生活に密着した日常食器、いわば機能性にすぐれ、かつ人に愛される焼き物づくりに精進し、他産地との差別化を図ってきた成果であると思います。

先般、東京ドームで開催されたテーブルウェア・フェスティバルでも、波佐見焼ブースは他産地を圧倒しており、その提案は消費者の高い支持を得たところです。今年度も引き続き県の支援を受けながら、業界と一体となって各種支援策を取り込んだ陶磁器ブランド確立対策事業として積極的に展開してまいります。

やきものファン拡大講座の地方都市開催、仙台市夢メッセでの全国やきものフェアへの出展支援、めし碗グランプリ開催支援、伝統工芸士による需要開拓事業、生地組合や石こう組合などによる地域資源活用事業化促進事業等に取り組み、波佐見焼の知名度向上と販路拡大、販売強化に努め、陶磁器産業の振興を図ります。

なお、下請け産業である生地業においては、生産量の減少や従事者の高齢化などの問題も大きく、事業所や従業者の数はピーク時に比較して大きく減少しています。波佐見焼産業を支える基礎的な重要な部門の担い手であり、今後は生産体制の変革に対応する開発力、技術力の向上が求められていますので、これらの取り組みの中で行政がなすべきことや支援すべきことを考えながら、今後とも官民一体となった取り組みを進め、産地の振興発展に努めます。

(2) その他の商工振興。

町内の小売商店等は、個人消費の冷え込みや近隣への大型店舗の出店などのほか、交通網整備による移動時間の短縮、通販、ネットショッピングなど、購買形態の多様化により、引き続き大変厳しい状況にあり、商店街も空き店舗が目立ってきています。

このような中、商工会では地域景観魅力アップ事業や特産品パワーアップ事業に取り組み、各店の個性を引き出し、購買力の向上に取り組まれておりますので、町としても継続して支援し、小売商店の活性化を図ります。また、その推進母体である東彼商工会の運営に対しても積極的に支援してまいります。

雇用対策におきましては、新たな企業の誘致を推進し、雇用の場の確保に努めるほか、国の緊急雇用創出特例基金事業を積極的に活用して、雇用の拡大を図ります。あわせてハローワークと連携し、求人状況の情報発信強化に努めます。

(3) 農業の振興。

一昨年末の政権交代により、農業分野へも積極的な予算編成が行われるようになりましたが、長い期間にわたって続いた経済の低迷、とりわけ農産物価格の低迷や資材、燃料費等の高騰は経営を圧迫するとともに、農家は今、高齢化や後継者不在といった大変厳しい現実にも直面しています。

こうした中、政府は攻めの農業戦略を掲げ、抜本的な政策転換を進めるために、今後の基本指針となる新たな農業政策を打ち出しました。いわゆる農地中間管理機構による法人や集落営農等担い手への農地集積、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設等々を中心としたもので、農業の成長産業化を実現するというものであります。

新たな水田政策の内容は、本町の特徴であります土地利用型農業に大きな影響を与えることは必至であり、難しい局面が予想されますが、本町農業の持続的な発展と活性化を考えるとき、迅速な対応が求められるとともに、国の交付金や補助金等の最大限の活用を図っていかねばなりません。とりわけ米の生産調整についてはこれまでのブロックローテーションを中心とした本町の実態を踏まえ、水田フル活用や担い手づくり等への円滑な対応に努めてまいります。

また、農地集積につきましては、農地中間管理機構が県単位で設置され、市町にもその業務の一部が委託されるため、受け入れ体制の整備に努めるとともに、農地集積の意義が地域農業者に浸透するよう、農業委員会と連携しながら普及啓発に努めます。さらにこの機構が十分機能するためには、地域における話し合いが不可欠であり、人・農地プランの中での合意形成に努めるとともに、貸し手と借り手の農地情報の提供や発掘をスムーズに進めるために正確な農地台帳の整備を進めます。

日本型直接支払制度の創設については、これまでの中山間地域等直接支払交付金や農地・水保全管理支払交付金がそれぞれ集落のコミュニティ維持や地域活性化に大きな役割を果たしてきた実績を踏まえ、今後、農家の高齢化により農地維持が個人単位では困難となることから、共同での農地維持活動をさらに支援強化します。また、この制度を活用して農業用水路や施設の老朽化に伴う必要な改修や長寿命化を推進します。

本町農業の特徴は、水稻を中心として、茶やイチゴ、アスパラガス、養鶏や畜産、果樹、野菜等を組み合わせた複合農業であります。中核となる作物の価格低迷等により、今まで

とは異なる農業経営が求められてきています。特に認定農業者を中心とした担い手の経営を支援し、改善策を進めるため、今後さらに県やJA等、農業関係機関との連携を深めてまいります。

また、集落営農の法人化が26年度中に完了することが求められており、そのためには集落内の合意形成が不可欠であることから、早急に地区内協議を進め、法人化を実現するために、県や税理士等と連携して集落支援体制を強化します。

新規就農者への支援につきましては、24年度から始まりました国の支援制度を活用して取り組みを進めていますが、今年度もさらに数名の就農予定者がいますので、地域での担い手として、人・農地プランに位置づけ、将来、自立した農業経営が確立されるよう支援を行ってまいります。

鳥獣被害対策につきましては、国・県の交付金事業を活用して、これまで以上に捕獲、防護対策とすみ分け対策を進め、中山間地の農地を守り、農業振興を図ります。昨年までの緊急雇用創出事業が終了し、新たな雇用創出事業が開始されることを受け、これまでの実績を踏まえ、地域と一体となって農産加工品の開発を継続します。

農業基盤の整備では、国の農業政策、とりわけ農地集積との関連が深いため、本町でも最大規模の田ノ頭駄野地区の圃場再整備に向け、地元での協議を進めてまいります。毎年要望の強い水路や農道等の整備につきましては、これまで同様小規模農林事業を有効に利用し、対応してまいります。また、老朽化したせきやポンプ場の整備、改修に向けた事業につきましても、計画実現に向けて推進してまいります。

(4) 林業の振興。

戦後、高度成長期に植林された杉やヒノキ等が40年から50年生となり、本町の山林も間伐等、適切な管理が求められています。こうした管理をこれまで以上に進めることにより、優良木材育成のための林業振興と、森林が果たす地球温暖化防止等多面的機能の発揮や森林資源の有効利用を図る森林施業に努めます。

また、平成24年度から新しい林業政策が打ち出され、基本的には利用間伐しか補助事業が適用されなくなりましたが、波佐見町森林整備計画と波佐見町森林経営計画に沿って、大型高性能の林業機械による効率的な搬出を進めるために、作業道等、路網整備を進め、適切な森林整備を進めます。

また、林間作物として有益なサカキやシキミ、薬用作物として注目されている桑の葉の生

産等、新しい作物の振興を図るために、苗木の導入に対する補助事業の創設を行います。

5、生活環境の整備。

(1) 主要道路の整備促進。

県道は本町道路網の骨格をなす最も重要な幹線道路であることから、これらの整備については重点的に取り組んでいるところであります。長年の念願でありました主要地方道佐世保嬉野線の交通緩和と西九州自動車道とのアクセス強化や土地利用促進の目的で都市計画道路として決定されていた波佐見縦貫線は、飛瀬から村木間の1.4キロメートルが2月22日、供用開始され、これで村木から御堂までの全線が開通となりました。

また、主要地方道佐世保嬉野線については、平成25年度に小・郷稗ノ尾地区や宿郷宿工区の歩道設置工事が一部を残して完成しました。あわせて上永尾バス停付近から嬉野方面の林道小・永尾線入口までの約1キロについても、幅員が狭く歩道がないことから、安全性の確保を図るため改良計画がなされ、平成24年度に測量設計業務やボーリング調査が実施されたことから、現在、終点側から用地交渉に入っていて、平成25年度から順次工事に着手されました。

一般県道波佐見山内線については、交通安全施設の整備として東小学校前付近の歩道設置工事が行われておりますが、引き続き大日交差点までを整備される計画となっております。

なお、県道における未整備箇所等については、今後も引き続き要望をしていくこととしております。

町道の整備。

町道については地域住民の生活に直結していることから、重要な生活基盤として、また産業の振興、経済の活性化を支援し、道路交通の円滑化と安全性の向上を図るため、町の振興実施計画に基づき、計画的に整備を進めております。

平成26年度は波佐見町地域活性化基盤整備基金を活用して、継続路線の早期完成や緊急性の高い路線の施工ができるように進めたいと思っておりますが、厳しい財政状況にあることは確かです。補助事業の活用や設計工法の見直しを初め、発生土の現場内及び地区外への有効流用など、可能な限りのコスト縮減と一層の効率化を推し進めながら、身近な生活基盤であります町道の整備に重点的に取り組むこととしております。

特に用地買収を伴う道路改良工事におきましては、用地の相談ができなければ工事に着手することはできないことから、地域と一体となって進めてまいります。

また、地域内の生活道路であります里道整備についても、引き続き助成を図ることにしております。

(2) 土地区画整理事業の推進。

西ノ原土地区画整理事業は、平成9年に国の事業認可を受け、仮換地指定等の諸準備、調査、設計業務などのソフト事業を経て、平成11年度から物件の移転補償や西ノ原環状線の整備工事、宅地造成工事等を進めてまいりました。

しかし、町の財政事情により、予算の範囲でできる箇所が限定されるため、西ノ原環状線のエリアや排水対策等で緊急性が高い場所である波佐見中央線沿線と7街区付近を中心に整備を進めており、平成25年度末までの事業進捗率は20.1%となっています。

平成26年度については、排水対策等に伴う区域内の建物移転補償や宅地造成工事等を計画しており、依然として厳しい財政状況にありますので、今後の事業実施に当たっては国・県並びに地元とも十分協議、調整を図りながら進める考えであります。

(3) 町営住宅の整備促進。

本町の町営住宅は現在10団地ありますが、建てかえが終わった山崎団地、折敷瀬団地、それに居住スペースの確保された江良山団地、協和団地を除く6団地については、昭和48年以前に建てられていることから、床面積が狭く、老朽化も進んでおり、住環境の整備のため、計画的な建てかえ、改善等が必要であります。

このため、町の公営住宅再生マスタープラン及び振興実施計画に基づき、鹿山団地については平成23年度から平成27年度までの5年間で70戸の住宅建設を予定しており、平成23年度に8戸、平成24年度に18戸、平成25年度に2DK8戸、3DK8戸と集会所が完成予定であり、引き続き、平成26年度末に平成25年度補正予算と合わせ、残りの2棟28戸の建設と、既存建物解体や解体に伴う移転補償、実施設計等の業務を行うこととしております。

(4) 公共下水道事業及び浄化槽整備事業の推進。

公共下水道事業は生活環境の改善と水環境の保全を目的として事業着手してから18年になります。これまで中央処理区300ヘクタールが整備済みで、下水道普及率では44%、水洗化率では74%となっております。引き続き、生活環境整備のかなめとして、計画的な事業推進を図りながら下水道の普及促進に努めます。

また、公共下水道事業計画区域外では浄化槽設置補助事業に取り組んでおり、平成25年度末現在で設置数が1,310基、普及率が26%と見込んでいます。快適で衛生的な生活環境をさ

らに推進するため、増改築の場合に限り、単独上乘せ補助制度を創設し、トイレの水洗化が短期間にできる浄化槽の普及を図ってまいります。

(5) 生活環境・地球環境への対応。

近年、地球温暖化の防止や循環型社会の構築など、環境問題、特に原子力エネルギーへの安全性が懸念される中、今後の日本のエネルギー政策への関心が高まっています。本町においてはごみの不法投棄、日常生活における野焼きやペットの不適正飼育など生活型公害も増加しており、町民一人一人の意識改革が必要で、これらの未然防止を図るためには環境衛生振興会連合会や地球温暖化対策協議会などと連携し、環境意識の高揚と監視体制及び徹底した指導体制を図り、快適な生活環境づくりに努めてまいります。

6、健康と福祉の町づくり推進。

(1) 高齢化社会対応と福祉施策の推進。

少子高齢化はますます進み、本町の65歳以上の全人口に占める高齢化率は、平成26年1月末現在26.8%となり、毎年増加の傾向にあります。元気高齢者の社会参加と生きがい対策として、老人クラブの育成、活動推進、シルバー人材センターの活用及びその運営補助等、引き続き支援を行います。

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者等についての施策として、社会福祉協議会への補助による地域福祉事業の実施や民生委員、児童委員やシルバーボランティアの見守り支援及び緊急通報装置の設置により、安心して暮らしていけるよう支援をしてまいります。

また、波佐見温泉施設を利用した入浴補助のにこにこ入浴券についても、65歳以上の皆様に引き続き配付し、高齢者の健康増進を図ります。

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の緩和措置である臨時福祉給付金を支給します。高齢になっても地域とかかわりを持ちながら、健康で明るく、自立した生活ができるよう、福祉、保健、介護が連携し、支援を行ってまいります。

(2) 障害者自立支援施策の推進。

障害者が地域社会の中で自立して共生できる社会の実現のため、福祉サービスの拡大が図られ、平成25年度から障害者自立支援法が障害者総合支援法と改正されたところです。

東彼地区保健福祉組合において設置しております障害者支援の拠点、東彼地区障害者支援センター、エールにおいて、相談、コミュニケーション支援、センター内での創作活動の地域生活支援の3事業を実施しており、利用者も増加しており、今後も相談体制を充実させ、

適切なサービスが受けられるよう支援してまいります。

引き続き、福祉医療費や地域生活支援事業、自立支援事業の給付助成及び障害者福祉団体の育成を図るための助成を行います。

また、平成26年度は障害者基本法に基づく平成27年度から10年間の障害者計画及び障害者総合支援法に基づく3年間の第4期障害者福祉計画を策定し、地域社会と一体となって安心して生活ができるよう、障害のある人やその御家族に対する支援の充実を図ってまいります。

(3) 子育て支援の推進。

子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する三つの法律、いわゆる子ども・子育て関連3法の成立により、平成27年度本格施行に向けて、平成26年度は本町における子ども・子育てに対する質・量の両面にわたる支援の充実を図るため、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

また、平成25年9月に設置しました子育ての支援拠点、子育て支援センター、きしゃぽっぽについては、多くの利用があり、今後とも子育ての不安感を緩和し、子供の健やかな育ちを支援してまいります。

引き続き、保育所の延長保育や一時保育事業への補助を行い、子供たちにとって安全安心に過ごせる環境づくりを進め、子供たちが長時間過ごす保育施設の大規模改修工事への支援や、放課後児童クラブについては事業委託を行い、昼間に保護者がいない子供たちの安全を図ってまいります。さらに保育士等の処遇改善に伴う助成についても引き続き実施します。

また、虐待等の未然防止と情報交換の場として、要保護児童等地域対策協議会を開催し、特に支援が必要な家庭への訪問や相談事業の強化を図ります。

なお、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、子育て世帯への緩和措置である子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

子育てに係る関係機関との連携を図り、健やかに生まれ、育つ環境づくりに取り組んでまいります。

(4) 保健医療の推進。

健康で活力ある生活を送るためには、町民一人一人が健康に関心を持ち、健康づくりに積極的に取り組む必要があります。そのためには健（検）診体制や健康教育、健康相談の充実を図り、特に生活習慣病の予防と早期発見、早期治療のため、引き続き特定健康診査や各種健（検）診の受診率向上を図り、特定保健指導の推進に努めます。

また、母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点です。次世代育成のため、妊娠期から育児期までに十分な健康相談や状況把握に努め、安心して出産し、子育ての不安を解消し、ゆとりある子育てができる環境づくりを目指し、妊婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児一般健康診査の費用助成、妊婦教室、乳児健康相談、子育て相談、5歳児発達健康診査、歯科検診など、事業の充実を図ります。

なお、平成25年度から恒久化された妊婦健康診査に係る14回の費用助成を引き続き継続することにしています。さらに乳幼児から児童・生徒までの予防接種の接種率向上のため普及啓発に努め、平成25年度から定期接種に変更となったヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなどの予防接種を継続して実施し、対象者には全額公費負担することで、発病、重症化の予防と経済的負担の軽減を図ります。

国の政策により実施されている不妊治療助成について、さらなる対象者の自己負担軽減を図るため、町単独による助成を行い、不妊に悩む家庭を支援することで、安心して出産できる環境整備を図ります。

(5) 健康増進対策の推進。

これからの少子高齢化社会を健康で活力あるものにするためには、単に病気の早期発見や治療にとどまるのではなく、健康寿命の延伸に向けて生活習慣病の発病予防、重症化予防に重点を置いた対策を町民一人一人が日々の生活の中で自発的に具体的な行動を起こしていけるよう、自治会、老人会、婦人会などの各種団体とも連携を図りながら積極的に取り組む必要があります。

現在、全国死因の第1位は悪性新生物（がん）となっており、本町も同様第1位であり、毎年全死亡者の約3割を占めている状況です。住民の健康に対する関心も高まり、がん検診受診者数は少しずつ増加傾向にあります。さらに受診率向上のための普及啓発を行い、早期発見、早期治療により、がんによる死亡の減少を図るよう取り組みます。

また、健康はさみ21における施策の普及啓発を行い、食育を初め町民の健康づくりの意識の高揚を図るとともに、関係機関、各種団体等と協力し、生涯にわたる健康づくりを支援するための環境整備を推進します。

(6) 介護予防と地域支援事業の推進。

平成12年度にスタートした介護保険制度は14年が経過し、この間、介護サービスの基盤が整備充実することで、介護サービスの利用者も急増し、保険給付費も大幅に増加しています。

平成23年度に策定しました波佐見町高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画の基本理念「共に支え合い いきいきと生活できるまち 波佐見」に基づき、地域包括支援センターでは介護予防事業を積極的に推進し、高齢者の総合相談窓口の充実を図り、地域住民の協力を得て、高齢者が安心して住みなれた地域で生活できるよう支援するとともに、増加する介護サービス給付費の抑制にも努めてまいります。

また、平成27年度から始まる波佐見町高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画の策定を行い、年々増加する保険給付費の抑制を初め、介護予防を目的とした地域活動の育成、高齢者が地域の中で生き生きと自立した生活ができるための環境整備を推進します。

7、教育の推進と施設の整備。

(1) 学校教育の充実。

今日の変化の激しい社会にあって、児童・生徒に生きる力を育む教育を推進します。そのために、基礎・基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようともみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題解決をしようとする資質や能力を持った子供の育成に努めます。また、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性や、たくましく生きるための健康、体力など、知徳体のバランスのとれた人間の育成に努めてまいります。

中でもきめ細かな教育支援を必要とする児童・生徒への特別支援教育を初め、情操や想像力等を育てる学校図書館教育の推進に当たっては、特別支援教育支援員や学校図書司書補助員を各学校に配置し、その充実を図るとともに、事務局内に学校教育指導員を置き、各学校の教育課程等について適切な管理指導を行ってまいります。

また、本町の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心の育成に努める一方、国際社会に対応できる広い視野を持ち、豊かな国際感覚と知識を備えた児童・生徒の育成にも努めてまいります。

さらに円満で調和のとれた人間を育成する人格教育、規範意識や道徳性を育てる道徳教育、厳しい社会の中で力強く生き抜く力を育てる耐性教育なども推進します。

学校給食については、整った設備と管理のもと、給食内容の充実と衛生管理に努めながら、食を通して豊かな人間性を育む食育や地産地消の推進を図ってまいります。

(2) 児童・生徒の安全管理。

児童・生徒の安全対策については、学校内における安全指導、安全管理の一層の推進と、

地域社会においては地域の子供は地域で守り育てるを共通の課題として掲げ、これまでも増してPTA、自治会、老人クラブ、青少年健全育成会議、婦人会、警察などとの連携を図りながら、子供たちの登下校及び日常生活の安全確保に積極的に取り組んでまいります。また、交通状況や社会状況など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中であって、児童の耐性の育成と安全性などの面から、通学区域や通学方法の検討を引き続き行ってまいります。

(3) 学校教育施設及び環境の整備。

学校施設の安全確保と学習環境の整備については、これまで国のさまざまな交付金等を有効に活用しながら、学校教育施設及び環境の整備の充実に努めてきたところです。本年度も子供たちが安全に安心して学校生活を過ごし、教育の目標が達成できるよう、施設整備の充実に努めてまいります。特に平成26年度は、平成25年度補正された国の経済対策に係る学校施設環境改善交付金を活用し、繰越事業として南小学校の校舎改修工事を初め、各小・中学校が児童・生徒の安全確保と学習環境の整備のために必要とする施設の工事を行い、その充実に努めます。

(4) 幼児教育への支援。

保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図るため、幼稚園就園者の保護者に対し、所得の状況に応じた幼稚園就園奨励補助金を交付するとともに、幼稚園特別支援教育補助金を交付し、きめ細やかな指導に努めます。また、町内幼稚園に対しては引き続き幼稚園教育振興補助金の交付を行ってまいります。

(5) 社会教育の推進。

国際化、情報化、少子高齢化など、社会構造が急激に変化する中であって、いつでも、どこでも、誰でもが学び合える学習環境の整備を図り、幼児から高齢者までの幅広い層が多様な生涯学習に取り組み、生きがいや喜びを感じる社会づくりを目指します。中でも誰もが参加し、活動できる機会の提供や、すぐれた芸術、文化公演事業の開催、各種講演会、研修会、町民文化祭、町民音楽祭などの開催を積極的に行い、町民の芸術文化意識の高揚に努め、感性豊かな人づくりに努めます。

また、自治公民館指定事業の再興を図り、家庭教育力の向上を初め、地域での生涯学習社会づくりに努め、特色ある地域活動の推進も支援してまいります。

(6) 生涯スポーツの推進。

幼児から高齢者まで、それぞれの目的に沿ったスポーツ活動を推進するとともに、ライフスタイルに応じたスポーツレクリエーション大会の開催により、健康、体力づくり運動や生涯スポーツの振興を図り、生涯健康な町民の育成に努めます。各種スポーツクラブや体育協会などの組織の充実と活動支援を行うとともに、スポーツ指導者の育成、既存大会の充実、九州全国大会への出場支援などを図り、競技力の向上に努めます。

社会体育施設や学校体育施設の有効活用を進め、町民のスポーツの生活化を促進するとともに、新しくできる宿泊施設ブリスヴィラ波佐見との連携を図り、スポーツコンベンションによる交流人口の拡大にも努めます。

(7) 伝統文化の伝承及び文化財保護。

国指定史跡である中尾上登窯の跡の整備工事を継続し、貴重な文化遺産の保存整備に努めるとともに、県指定文化財皿山人形浄瑠璃や町指定の4浮立など、伝統民俗芸能の保存、伝承及び公開にも一層の支援を行ってまいります。

また、波佐見町の歴史文化を伝える資料等の収集に努め、貴重な文化財の保存と公開施設の整備検討を進めます。

さらに小・中学校での歴史学習会を実施し、児童・生徒が郷土の歴史や文化に親しむよう努めてまいります。

一方、現存する文化財を保護だけにとどめず、観光資源として活用し、波佐見町の活性化につなげていきたいと考えております。

8、安全安心な町づくりの推進。

(1) 交通安全・防犯対策の推進。

平成25年の町内における交通事故の発生状況は、人身事故が59件、物損事故147件、飲酒事故1件となっています。人身事故においては、前年に比べ12件増加し、このうち死亡事故が1件発生しております。物損事故については、前年に比べ20件の減少となっておりますが、特に全体の約6割が高齢者による事故であり、依然として憂慮すべき状況にあります。今後とも警察を初め、関係機関、団体と一体となって、交通事故のない明るい社会を目指し、交通安全思想の普及徹底を図ってまいります。

なお、交通安全施設の整備については、引き続き危険箇所の点検を行い、緊急性の高いものから順次計画的に進めることにしております。

また、消費者行政については、消費者の安全安心を確保するために、県と協力して相談体

制の充実とともに、町民が被害に遭わないように啓発活動を強化し、引き続き積極的に取り組んでまいります。

さらに、子供を対象とした犯罪や、若齢者や高齢者を狙った振り込み詐欺や訪問販売等についても、警察と連携した地域ぐるみの対応が不可欠でありますので、安全・安心まちづくり推進条例の基本理念に沿って、町民、事業者の皆様と密接な連携のもとに犯罪のない社会の実現に努めてまいります。

(2) 消防・防災対策の推進。

非常備消防については、防火意識の普及と防火体制の強化を図るため、実働団員の維持と補助団員の充足に努めるとともに、自主防災組織と連携を図り、防火対策の推進に努めてまいります。

また、消防施設等については、緊急を要するものから年次計画で整備を図ってまいります。

防災対策については、災害の未然防止と応急対策及び災害復旧等総合防災対策の充実強化を図るため、災害危険箇所及び防災施設等の点検整備や防災意識の高揚、普及に努め、災害時を想定した避難訓練や火災防衛訓練を常備消防との連携のもと実施するなど、災害のない安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。

9、国際・国内交流の推進。

国際交流については、平成22年に大韓民国康津郡と青磁を縁としての友好交流協定を、また国内においては、平成11年にくらわんか碗を縁として大阪府枚方市と市民交流都市宣言を、平成12年には天正遣欧少年使節に関係する6市町でゆかりの地交流を行っており、それぞれ行政を初め、民間団体等の交流も積極的に進められているところであります。平成26年度には康津郡で開催されます日韓陶磁文化芸術祭へ、また天正遣欧少年使節団につきましては海外研修の年となっていることから、本町から中学生2名及び随行1名の派遣を計画しています。

なお、個人や団体等においては、波佐見町人づくり・まちづくり事業を活用して、国内外の伝統文化や産業等に触れ、個性豊かなすぐれた人材の育成や幅広い国際感覚等を養うため、今後も積極的な支援を図ってまいります。

10、行政改革の推進。

行政改革については、町議会を初め、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら推進してまいりましたが、その結果、一定の成果を上げることができました。しかしながら、

簡素で効率的な行政を行うためには、引き続き行政改革を推進する必要があります。そのため、第5次行政改革大綱の実施計画を検証しながら、さらに推進してまいります。厳しい財政状況が続く中、経常経費や事務事業の見直しを進め、経費の節減や自主財源の確保に努めるなど、効率的で健全な財政運営を図ってまいります。

次に、平成26年度各会計予算についての説明を行います。

一般会計。

平成26年度一般会計予算については、その総額を前年度比2.0%、1億800万円減の53億8,700万円としています。

歳入の主なものは、町税では町民税及び固定資産税とも長崎キャノンの影響による増額要因とし、町税全体で6.2%、7,482万7,000円増の12億7,271万7,000円としています。

地方譲与税交付金等の各種交付金は、平成25年度決算見込額に国が示した地方財政計画を考慮し、算定しています。

普通交付税では、基準財政収入額が町民税及び地方消費税の増収を考慮し、基準財政需要額では国が示した推計伸び率により計算した額に事業費補正等を考慮し、特別交付税では前年度並みとした結果、前年度比1.1%、2,000万円減の17億4,000万円といたしております。

分担金及び負担金は、福祉施設の利用者負担金等として1億1,420万7,000円を計上し、国・県支出金については児童手当や保育所運営費などの民生費や土木費等の事務事業を見込み、12億3,125万2,000円を計上しています。

繰入金では地域活性化基盤整備基金繰入金1億8,500万円、コミュニティ活動基金繰入金1,000万円、ふるさと創生基金繰入金1,000万円、財源調整のための財政調整基金3,000万円など、2億3,810万円を計上しております。

町債では、土木債9,300万円、臨時財政対策債2億610万円等を計上しています。

歳出の主なものは、総務費では定住促進事業2,000万円、自治振興補助金1,700万円、地域振興補助金1,250万円、地域おこし協力隊に係る経費1,096万3,000円を計上しています。

民生費では、障害者総合支援制度事業費2億7,777万4,000円、民間保育所運営費4億6,956万6,000円、児童手当費2億6,145万5,000円、後期高齢者療養給付費2億942万2,000円、福祉医療費5,246万円を計上し、消費税率改定により平成26年度限り交付される臨時福祉給付費4,585万円及び子育て世帯臨時特例給付費1,844万8,000円をあわせて計上しています。

衛生費では、平成26年度において新設した不妊治療助成金100万円を初め、予防接種委託

料2,238万3,000円、インフルエンザワクチン接種委託料825万2,000円、母子健康診査委託料1,288万4,000円を計上し、労働費では緊急雇用創出事業費1,864万8,000円を計上しています。

農林業費では、有害鳥獣対策事業費2,748万1,000円、中山間地域直接支払事業費1,842万3,000円、農地・水保全管理支払交付金事業費1,145万9,000円、新規就農経営継承総合支援事業費900万円、地域活性化基盤整備基金事業による林道舗装事業費3,000万円等を計上しています。

商工費では、陶磁器関連振興事業費2,001万1,000円、企業誘致奨励金500万円等を計上し、土木費では町道の改良及び維持補修費に地域活性化基盤整備基金事業費1億5,570万円とあわせ2億4,567万4,000円、県道改良負担金511万9,000円、西ノ原土地区画整理事業費1億3,250万7,000円、公共下水道事業特別会計操出金1億8,481万5,000円、町営住宅鹿山団地建てかえ事業費1,413万5,000円等を計上しています。

消防費では、消防総合大会出場経費317万9,000円、広域消防委託料1億8,800万円等を計上し、教育費では国指定史跡保存整備事業費3,340万5,000円等を計上しております。

なお、町道改良事業費、町営住宅鹿山団地建てかえ事業費、南小学校校舎改修事業費、中学校照明器具改修事業費については、国の補正予算を受け、平成25年度の一般会計補正予算により前倒しし、計上したところです。

以上が歳出の主なものですが、そのほかに通常年度の経費に経済状況を考慮し、所要の経費を計上しています。

次に、国民健康保険事業特別会計。

国民保険の事業運営は、長引く景気低迷による所得の減少、少子高齢化の進展、被保険者構成の変化、医療技術の高度化等による高額医療費の増加により厳しい財政状況が続き、不安定な運営を強いられています。このような状況の中、これまでの施策とあわせ、医療費の中で大きな割合を占める生活習慣病の予防のための保健事業に積極的に取り組むなど、医療費の伸びを抑制するための事業を進めてまいります。また、引き続き、徴収嘱託員の配置を行うとともに、コンビニ収納、クレジット収納とあわせ滞納処分の実施により、さらなる収納率向上を図るよう努力します。

平成26年度は医療給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保険事業費等で17億8,350万6,000円を見込み、国・県からの支出金、一般会計繰入金等についてはそれぞれの基準で算定しています。保険料の算定につきましては、医療費その他の歳出総額

から国・県からの支出金等を控除した3億3,100万円を計上し、予算の総額を18億円としています。

後期高齢者医療特別会計。

長崎県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の改定や医療給付費等、適切な運営を行っています。内容的には、広域連合が積算した事業量等により予算計上しており、広域連合納付金1億4,005万3,000円の財源として、保険料8,750万2,000円、一般会計からの繰入金5,399万1,000円を見込み、予算の総額を1億4,480万円としています。

介護保険事業特別会計。

要介護認定者の増加に伴い、居宅介護サービスを中心に利用者がふえてきており、保険給付費が増大しています。今年度は第5期介護事業計画の最終年度となりますが、策定された保険料基準額及び直近の保険給付実績等に基づき、保険料及び保険給付費を計上しています。

歳入においては、保険料及び保険給付費をもとに算出した国・県支出金及び支払い基金交付金、繰入金等を見込み、歳出では、保険給付費、地域支援事業費等を計上し、予算の総額を12億807万円としています。

公共下水道事業特別会計については、湯無田地区の整備がほぼ完了しましたので、前年度に引き続き、稗木場地区の整備を行うこととしています。

歳入では、国庫補助金7,750万円、一般会計及び上水道事業会計繰入金1億8,972万7,000円、下水道事業債8,630万円、使用料及び手数料6,939万4,000円等を計上しています。歳出では、一般管理費を初め、管渠、処理場管理費、汚水管渠工事費、起債償還等を計上し、歳入歳出予算の総額を4億3,550万円としています。

次に、町営工業団地整備事業特別会計については、平成24年度で工事が完了し、現在、長崎県産業振興財団との連絡を密にしながら、一刻も早い企業の誘致に全力で取り組んでいるところです。

歳入の主なものは、財産売り払い収入6,500万円、一般会計繰入金319万8,000円を、歳出では元利償還金6,756万3,000円を計上し、予算の総額を6,820万円としています。

次に、上水道事業会計については、給水戸数も5,750件、年間給水量126万2,000立方メートルを予定しております。安全で安心な水道水を安定的に供給するため、昨年夏の水質問題を踏まえ、臨時的な水源活用のための導水管布設や老朽施設の更新、また道路改良工事、公共下水道工事に合わせた配水管の布設がえ工事を計画しています。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で2億8,712万9,000円、支出は2億5,900万7,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は、収入で3,450万円、支出は1億3,923万8,000円としています。収入の不足額1億473万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することになっています。

次に、工業用水道事業会計については、供用開始から2年目になり、誘致企業に対し、工業用水道の安定供給に努めるとともに、事業経営を軌道に乗せるため、維持管理の節減を図り、効率的な事業経営に努めます。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で1,896万9,000円、支出で1,636万円とし、資本的支出の予算額は108万円で、その財源は過年度留保資金で賄うことにしています。

その他の議案についての説明。

議案第9号 平成25年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は、特別交付税交付見込額及び国の補正予算に係る前倒し事業と国・県の内示決定に基づくもの並びに事務事業については実績を見込んでの補正であります。また、地方債及び国の補正による事業費割り当て等のためにどうしても年度内完了が見込めない事業の繰越明許費についても、それぞれ実績見込みで補正しており、今回2億2,800万円を追加し、補正後の予算総額を63億6,200万円としています。

議案第10号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込んでの補正であり、歳入では、共同事業交付金の減額、歳出では共同事業拠出金と特定健康診査委託料の減額及び療養給付費等負担金返還金の増額等が主なもので、今回2,756万9,000円を減額し、補正後の予算総額を17億6,764万7,000円としています。

議案第11号 平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入では、広域連合からの健康診査委託料の増額、歳出では、健康診査委託料の増額等が主なもので、今回15万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億3,743万5,000円としています。

議案第12号 平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、実績を見込み、歳入では、国庫支出金の増額及び支払い基金交付金の減額、歳出では、保険給付費の組み替え及び予備費の減額が主なものであり、今回771万1,000円を減額し、補正後の予算総額を11億2,664万1,000円としています。

議案第13号 平成25年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、国の経済対策及び実績を見込んでの補正であり、歳入では下水道事業国庫補助金及び受益者負担金

の増額、歳出では管渠建設費等の増額が主なもので、今回4,065万円を追加し、補正後の予算総額を3億6,930万9,000円としています。

議案第14号 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、分譲予定の収入を全額起債の償還に充てることにしていましたが、年度内分譲ができなかったために6,546万2,000円を減額し、補正後の予算総額を266万3,000円としています。

議案第15号 平成25年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）は、決算見込みに伴うもので、収益的収支で水道加入金等の増により81万1,000円増額し、収入総額を2億7,321万1,000円としており、支出では、資産減耗費405万円を増額し、支出総額を2億6,291万1,000円としています。また、資本的収支については、工事補償額の増により360万円を増額し、収入総額を3,810万円としています。

議案第16号 町営住宅鹿山団地建替工事請負契約の変更については、平成25年第2回6月議会の折に工事請負契約締結の御決定をいただき、工事も順調に進んでいるところでありますが、基礎工事等において変更が生じたために変更契約の締結を行うものであります。

議案第17号 専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、波佐見町国民健康保険条例等の一部改正を平成25年12月27日付で専決処分いたしましたので、その承認を求めるものであります。

議案第18号 波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について及び議案第19号 波佐見町介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例については、地方分権の一環として介護保険法の一部が改正され、市町村に委任されたことにより、本条例を制定するものであります。

議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、職員の年次休暇付与に係る算定基準を暦年から年度に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第21号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、労働安全衛生法の規定に基づく産業医の設置及び地域活性化の推進を図るために地域おこし協力隊員の設置を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険

法施行令の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第23号 波佐見町道路占用徴収条例の一部を改正する条例について及び議案第24号 波佐見町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、道路法施行令の一部が改正されたため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は町道の廃止及び議案第26号、議案第27号は町道の認定であります。この3件については一般県道平瀬佐世保線の町道への移管に伴うものであります。

以上で町政運営並びに本日提案いたしました議案要旨の説明を終わりますが、詳細については議案審議の折、御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（川田保則君）

しばらく休憩します。11時30分より再開いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 25陳情第6号

○議長（川田保則君）

日程第4. 25陳情第6号 駄野地区圃場の灌漑用水確保のため、公共下水道処理水の陣川揚水場上流への還元についての陳情書を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました25陳情第6号については、会議規則第38条第1項の規定により、産業厚生委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、25陳情第6号 駄野地区圃場の灌漑用水確保のため、公共下水道処理水の陣川揚水場上流への還元についての陳情書については産業厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第17号

○議長（川田保則君）

日程第5. 議案第17号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（波佐見町国民健康保険条例等の一部を改正する条例）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

次ページをお願いいたします。

専決第1号。

専決処分書。

波佐見町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものでございます。

専決理由についてですが、保険料の延滞金の割合の特例を見直すことなどのために、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

次ページをお願いいたします。

別紙。

波佐見町国民健康保険条例等の一部を改正する条例についてでございますが、第1条から第3条まで、それとあと附則もありますけれども、がなっております。

第1条は、波佐見町国民健康保険条例の一部を改正するものについて。

第2条は、波佐見町介護保険条例の一部を改正することについて。

第3条、3枚目になりますけど、第3条、波佐見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、それぞれの条例に係る延滞金の割合の特例を改正するものでございます。

一部改正の概要については、概要をまとめた資料を本日配付しておりますので、これに沿って御説明いたしますので、資料をお願いいたします。

それでは、波佐見町国民健康保険条例等の一部改正について、概要を御説明申し上げます。

議案第17号 専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町国民健康保険条例等の一部を改正する条例。

1、延滞金の割合の改正でございます。次の条例において延滞金の割合を次のとおりとするということで、1から3あります。先ほど申しました第1条で波佐見町国民健康保険条例、

第2条で波佐見町介護保険条例、第3条で波佐見町後期高齢者医療に関する条例でございます。

内容について、区分と改正案と現行に分かれております。

アとイですね、二つ内容がございます。区分の納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間の延滞金の割合ということで、改正案のほうが新特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。上限は年7.3%の割合。現行のあれで計算しますと、2.9%になります。現行は旧特例基準割合、上限は年7.3%の割合です。これが4.3%となっております。

イ、前記アに該当しない延滞金の割合が、新特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、上限は年14.6%の割合。参考として、基準とされる割合は9.2%となっております。現行は年の14.6%でございます。

施行期日が、平成26年1月1日から施行し、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用をいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時37分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第9号

○議長（川田保則君）

日程第6. 議案第9号 平成25年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山下和雄君）

議案第9号 平成25年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成25年度波佐見町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,200万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

今回の補正につきましては、町長が申しましたとおり、主に国の補正予算での採択、あるいは地方消費税、地方交付税、各種事業実施に伴う歳入歳出の実績及び見込み等により行っているところでございます。

6ページをお願いします。

6ページにつきましては、第2表繰越明許費でございます。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、旧公会堂調査事業につきましては、多目的ホールとして利用することが適切との答申を受け、今年度において耐震診断補強計画策定業務を実施しているところでございます。しかし、現時点での診断では基準を満たしていないということから、上位診断の精密診断法2を予定しており、繰越額として1,160万円を計上いたしてお

ります。

次の、子ども・子育て支援システム改修事業につきましては、子ども・子育て支援3法に関する制度改正に対応するため、補正予算第1号で計上していたところですが、仕様書が26年4月以降に示される見込みから、358万4,000円の繰越額を計上しております。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費の保育所緊急整備事業につきましては、民間保育所の改修に伴う補助金として、補正予算第1号に計上し、事業主体において事務を進められたところですが、確認申請等に時間を要し、年度内完了が困難なことから、繰越額として1億1,938万6,000円を計上いたしております。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費の経営体育成支援事業につきましては、平成25年度国の補正予算対応でございまして、認定農業者等に対する機械等の導入に係る補助金としまして276万円を計上しております。

次の岳辺田地区パイプライン改修事業につきましては、埋設位置が不明な区間の確認及び設計等に不測の日数を要したことから、3,450万円を繰り越すものでございます。

7款、1項. 商工費、ふるさと融資貸付事業につきましては、ビジネスホテルの進出に伴い、資金貸付金としまして補正予算第2号で計上しておりましたが、完了が平成26年度となることから、7,000万円を繰り越すものでございます。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費の町道改良整備事業につきましては、平成25年度国の補正予算対応で、今回、補正予算第3号計上の町道南部線及びそのほか町単独事業分につきまして、用地、あるいは補償等の関連で1億821万4,000円を繰り越すものでございます。

次の3款. 河川費、排水路整備事業につきましては170万円を、4項. 都市計画費、西ノ原土地区画整理事業につきましては移転補償に日数を要したことから、3,128万9,000円を繰り越しております。額として計上しております。

5項. 住宅費、公営住宅建設事業につきましては、平成25年度国の補正予算対応分、いわゆる26年度の前倒しでありますけれども、現在建築中の建物が完成後、着手見込みとなることから、5億1,528万5,000円を繰り越すものです。

次に、10款. 教育費、2項. 小学校費、南小学校校舎改修事業につきましては1億4,200万8,000円を、次の3項. 中学校費、中学校照明器具改修事業としまして2,267万4,000円を計上しています。それぞれ平成25年度国の補正予算対応で、平成26年度の前倒しとなっているところでございます。

繰越明許費の総額としまして、件数で12件、額で10億6,300万円を計上しておりますけれども、増額の主な要因としましては、先ほどから申しました平成25年度国の補正予算対応分となっています。この補正予算、国の補正予算につきましては、緊急経済対策、あるいは平成26年度予算と関連した15カ月予算と位置づけられておりまして、繰越額が多くなっているような状況でございます。

次のページをお願いします。

第3表地方債の補正になります。

1、追加としまして、小学校施設整備事業9,360万円及び下の中学校施設整備事業1,480万円につきましては、先ほど繰越明許のほうで説明しました国の補正予算に伴うものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては省略させていただきます。

その下の2の変更をお願いします。農業基盤整備事業につきましては、岳辺田地区パイプライン改修工事に係る分で、事業費の減により2,880万円から1,080万円を減額し、1,800万円といたしております。

次の道路改良事業につきましては、国の補正予算に関連し、800万円の増額で2,610万円に、区画整理事業につきましては事業費の減額により3,040万円から1,520万円を減額し、同じく1,520万円にいたしております。

公営住宅整備事業につきましては、2億4,580万円に9,680万円を増額しまして3億4,260万円といたしております。

一番下になりますけれども、防災基盤整備事業につきましては、2,180万円から530万円減額しまして、1,650万円といたしております。

なお、起債の方法、利率、償還につきましては変更はございません。

10ページをお願いします。

歳入になりますけれども、主なものについて御説明をいたします。

まず、1款の町税、1項、1目、個人のほうになりますけれども、2節. 滞納繰越分につきましては徴収実績等により190万円を増額し、補正後を4億1,970万円といたしております。

次のページをお願いします。

2項. 固定資産税、1目. 固定資産税の2節になりますけれども、滞納繰越分につきましては、先ほど個人のほうで申しましたように、徴収実績等により600万円の増額を行い、補正後を5億7,956万円といたしております。

12ページをお願いします。

1目．町たばこ税につきましては、見込み等によりまして200万円の増額を行い、補正後を9,220万円といたしております。

14ページをお願いします。

6款、1項、1目．地方消費税交付金につきましては、交付決定に基づきまして206万4,000円を減額し、補正後を1億3,193万6,000円といたしております。

次ページをお願いします。

9款、1項、1目．地方交付税の普通交付税につきましては、地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令の公布によりまして、調整率が撤廃され197万1,000円の増、特別交付税につきましては交付見込みにより4,000万円の増、合計で4,197万1,000円を増額し、補正後を19億3,068万円といたしております。

16ページをお願いします。

11款．分担金及び負担金、1目．農林水産業費分担金につきましては、岳辺田地区のパイプライン改修工事に伴う負担金を予定しておりましたけれども、事業費の減に伴い、455万円の減額を行い、補正後を675万円といたしております。

次ページをお願いします。

13款になります。国庫支出金、1目．民生費国庫負担金につきましては495万5,000円の増額で、補正後を5億135万6,000円といたしております。増額の主なものとしましては、3節の中の保育所運営費国庫負担金252万4,000円でございます。これにつきましては平成24年度分の精算に伴うものとなっております。また、4節の児童手当費142万2,000円につきましては、見込みにより増額を行っているところでございます。

18ページをお願いします。

2項．国庫補助金、3目の土木費国庫補助金をお願いします。3目につきましては1,220万円の減額で、補正後を2億7,230万8,000円といたしております。1節の道路橋梁費補助金1,200万円の増額につきましては、町道南部線の整備に係る国の補正予算対応関係での増額となっております。2節．都市計画費補助金につきましては、補助金の減額に伴い2,400万円を減額いたしております。

次に、4目になりますけれども、教育費国庫補助金につきましては5,482万1,000円の増額で、補正後を7,009万9,000円といたしております。国の補正予算に係ります南小学校校舎改

修工事、あるいは中学校照明器具改修工事に係る分でございます。

20ページをお願いします。

14款. 県支出金、2項. 県補助金、上から3行目になりますけれども、4目. 労働費県補助金をごらんください。事業実績により473万1,000円の減額を行い、補正後を5,188万円といたしております。

次に、5目になりますけれども、農林水産業費県補助金につきましては3,245万4,000円を減額し、補正後を1億2,362万9,000円といたしております。主なものですけれども、2行目にあります構造改善加速化事業におけるアスパラハウス等の実績や見込みにより222万5,000円の増額を、それから5行目になりますけれども、鳥獣被害防止総合対策事業、施設整備費のほうですけれども、これは見込みにより1,598万8,000円の減額。それから、中ほどになりますけれども、土地利用型作物需要開発事業費につきましては、国の直営事業で実施したことから182万円を減額いたしております。その下にあります、これは国の補正予算対応となりますけれども、経営体育成支援事業ではコンバイン等の機械導入に係る分で、237万5,000円の増額を行っています。

次の次になりますけれども、新規就農経営継承総合支援事業費につきましては、見込みにより225万円の減額を。下から2行目になりますけれども、農業基盤整備促進事業費では1,500万円の減額を行っています。これは岳辺田地区パイプライン改修工事に係る分でございます。

次に、7目になりますけれども、土木費県補助金につきましては142万6,000円の減額で、補正後を710万3,000円といたしております。主に2節になりますけれども、景観計画策定事業の入札減によるものでございます。

24ページをお願いします。

16款、1項、3目. 商工費寄附金につきましては200万円の増額で、補正後を3,400万円といたしております。説明にありますように、競艇事業協力寄付金で、見込みにより増額を行っています。

次ページをお願いします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目のコミュニティ活動支援事業費、支援事業基金繰入金につきましては、自治会活動の促進を図る自治振興補助金への繰り入れを予定していましたが、財源調整等により繰り入れが不用となったことから、1,000万円を減額するもので

ございます。

次の7目につきましては、ふるさと創生基金繰入金、これにつきましても先ほどと同じように財源調整により不用となったことから、400万円の減額を行っているところでございます。

26ページをお願いします。

19款. 諸収入、1項. 延滞金、加算金及び過料、1目の延滞金につきましては、町税の徴収実績等により160万円の増額を行っております。

28ページをお願いします。

20款、1項. 町債の補正につきましては、先ほど7ページの地方債補正で触れましたので省略をさせていただきます。

29ページをお願いします。

ここからは歳出になります。

まず、2款、1項、5目. 財産管理費につきましては4,442万1,000円の増額で、補正後を7,490万4,000円といたしております。13節の委託料では、旧公会堂調査業務としまして、耐震診断や耐震補強設計計画等の業務を委託しておりますけれども、繰り越しのほうで申しました現在の診断では基準を満たさない状況から、上位診断であります精密診断法2を計画しております、その分の増額で145万円を予定をしているところでございます。

次の25節になりますけれども、庁舎建設基金積立金ですが、御存じのように本庁舎は昭和36年に建築をされて、その後、増築がなされ、現在に至っているところでございます。しかし、年数の経過等による老朽化、あるいは耐震診断基準を満たしていないこと等から、将来的には建てかえが必要となります。なお、建てかえには多額の事業費が必要なことから、基金条例を制定し、積み立てを行っているところです。現在まで2億2,000万円を積み立てているところですが、まだこの額では不十分な状況でありますので、平成25年度の歳入歳出の見込みを十分に精査し、庁舎建設基金の確保を図るため、今回4,300万円を積み立てるものでございます。

次に8目になりますけれども、諸費の19節につきましては、バス路線維持費補助金としまして、利用者の減少や燃料費の高騰などにより294万5,000円の増額を行っております。

31ページをお願いします。

2項. 徴税费、2目. 賦課徴收费につきましては295万9,000円の減額を行い、補正後を

1,502万8,000円といたしております。主なものでございますけれども、13節. 委託料の中ほどにあります、地籍図修正登記事務委託料で、これは実績により減額を行っているところがございます。

33ページをお願いします。

5目. 後期高齢者医療費をお願いします。553万3,000円の増額で、補正後を2億4,524万9,000円といたしております。主なものでは、19節の療養給付費負担金で、見込みによりまして555万3,000円の増額を行っております。

次ページ、34ページをお願いします。

2項. 児童福祉費、2目の児童措置費につきましては807万5,000円の増額で、補正後を7億4,259万4,000円といたしております。主なものとしましては、19節の民間保育所運営費で503万5,000円、20節. 扶助費の児童手当で258万5,000円、それぞれ見込みにより増額を行っております。

次ページをお願いします。35ページになります。

4款. 衛生費、1項. 衛生費、2目. 予防費をお願いします。13節. 委託料の中の子宮頸がん等ワクチン接種委託料では363万1,000円の減、4種混合ワクチン接種委託料では270万6,000円の増があります。それぞれ接種者の増減に伴うものでございます。

36ページをお願いします。

5款. 労働費、1項. 労働諸費、3目の雇用対策費につきましては473万1,000円の減額で、補正後を518万8,000円といたしております。減額の理由ですけれども、農林関係の加工品開発や農産物PR等、また教育委員会関係の文化財保全等に係ります緊急雇用創出事業の実績見込みにより、4節の共済費から19節の負担金、補助金及び交付金までそれぞれ減額を行っております。

37ページをお願いします。

6款. 農林水産業費の1項、3目. 農業振興費では1,418万2,000円の減額で、補正後を4,500万4,000円といたしております。増減の主なものとしまして、19節の構造改善加速化事業では283万5,000円の増額。中ほどの鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、ハードでは1,598万8,000円の減、それぞれ実績、あるいは見込みによって増減を行っております。また、土地利用型作物需要開発事業では、歳入でも説明しましたように、国の直営事業での対応によりまして、191万2,000円の減額を行っております。

次の5目をお願いします。土地改良費になりますけれども、2,971万5,000円の減額で、補正後を1億41万8,000円といたしております。15節. 工事費では岳辺田地区のパイプライン改修工事の事業量の減によりまして3,000万円の減額を行っております。

6目. 水田農業対策費をお願いします。518万7,000円の減額で、補正後を1,572万4,000円といたしております。減額の内容につきましては、次ページをお願いします。19節. 負担金、補助金及び交付金の一番上になりますけれども、ながさき水田農業ビジョン推進事業費補助金、あるいは新規就農経営継承総合支援事業費補助金及び担い手農地集積推進事業費補助金につきましては、実績見込みにより減額をそれぞれ行っております。

12目をお願いします。担い手対策費になりますけれども、237万5,000円の増額で、補正後を1,084万8,000円といたしております。これは先ほど申しましたように国の補正予算対応分でございます。

40ページをお願いします。

7款、1項. 商工費、5目. 企業誘致推進費では446万2,000円の減額で、補正後を7,929万1,000円といたしております。19節の企業誘致奨励金につきましては、該当企業がなかったことから430万円を減額いたしております。

42ページをお願いします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路橋梁総務費につきましては13節の委託料になりますけれども、道路台帳補正委託料でございますけれども、実績により減額を行っているところでございます。

次の3目. 道路橋梁改良費では2,000万円の増額で、補正後を1億8,101万9,000円といたしております。増額の主なものにつきましては国の補正予算関係の町道南部線での増という格好になっております。

44ページをお願いします。

4項. 都市計画費の中の1目. 都市計画総務費につきましては265万円の増額で、減額の主なものにつきましては13節の委託料で、景観計画策定業務委託料の入札減によるものでございます。

次の3目になりますけれども、土地区画整理事業につきましては4,021万9,000円の減額で、補正後を5,051万6,000円といたしております。減額の理由としましては、補助金の減額に伴うもので、13節. 委託料から22節までを減額いたしております。

次ページをお願いします。45ページになります。

5項. 住宅費、2目. 住宅建設費につきましては7,927万9,000円の増額で、補正後を5億6,149万6,000円といたしております。増減の主なものにつきましては、委託料や工事費の増額、減額では22節の電柱移転補償費等となっているところでございます。

48ページをお願いします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、12目. 南小学校施設整備につきましては新規でございます。先ほどから申しておりますように、国の補正予算対応となったことから、工事費等で1億4,200万8,000円を計上しております。

次のページをお願いします。49ページになります。

3項. 中学校費、4目. 中学校施設整備につきましても、国の補正予算対応となったことから、照明器具改修事業としまして、新たに2,267万4,000円を計上しております。

50ページをお願いします。

4目の国指定史跡管理整備につきましては307万6,000円の増額で、補正後を2,575万6,000円といたしております。主な理由としましては15節. 工事請負費の増となっております。

52ページをお願いします。

6項. 学校給食共同調理場費でございますけれども、1目. 管理費につきましては322万7,000円の増額で、補正後を7,130万1,000円といたしております。増額の主なものとしましては、照射冷却器の故障に伴う修繕料となっているところでございます。

53ページをお願いします。

給与費明細書でございます。特別職ではその他の特別職において人数が二人増加をしております。これは消防団員に係る分でございます。また、報酬につきましては、工業統計調査員等の報酬の減額はありますけれども、先ほどの消防団員報酬、あるいは徴収嘱託員報酬等の増により、トータルで5万4,000円の増額となっております。

次のページにつきましては一般職となっております。

54ページをお願いします。

職員手当で12万1,000円の増額。共済費では45万7,000円の減額となっております。なお、職員手当の内訳につきましては下の表にありますように扶養手当で2万6,000円、時間外勤務手当で7万1,000円、児童手当で1万5,000円、管理職員特別勤務手当で9,000円、それぞれ増額となっております。

以上で補正予算（第3号）の概要についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく
お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

まず6ページ。2款、総務費の旧公会堂調査事業についてなんですけど、ここで説明いた
だきました診断法についてなんですけど、ちょっと細かい点は少し聞こえなかったんですが、
上位法という言葉が出てきましたが、今までやっていたのはどういう、いわゆるランクの診
断法であり、今回なぜそのようにしなきゃいけなかったかという理由を詳しく教えていただ
きたいと思います。

例えば、学校はじゃあどういう診断法でやられたのか。診断法のもとに耐震補強されてい
るのか。それとの比較等も含めて教えていただきたいと思います。

また、24ページ、16款、1項、3目、1節、200万、競艇事業協力寄附金というのがつい
ていますが、この寄附金が入ってくる仕組みを少し詳しく教えていただきたいと思うので
す。例えばこれは年間何回に分けて来るのか。どこから入ってくるのか。その基準となる売
り上げがあるわけなんですけど、売り上げの1%というふうに我々は伺っていますが、そうい
うものはどのように確認されているのか、その辺のところを教えていただきたいと思いま
す。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（山下和雄君）

まず、繰り越し関係の関連で、旧公会堂の耐震関係ですけれども、現在、この旧講堂の耐
震診断関係につきましては、木造住宅の耐震診断と、それと木造住宅の耐震精密診断と補強
保護という、こういうふうなものがあるわけなんですけれども、その中で精密診断法、先ほど言
いました1というのは、通常壁を診断して、その補強の方向といたしますか、その耐震がある
かどうかのことをする精密診断法1というのが壁ですね。それから壁で一応診断をしている
わけなんですけれども、その壁で診断をした結果によって、補強対策をしても、逆に診断1とい
う基準を満たさないような状況でございます。

ちょっと説明があればですけども、現在、診断をしたのは、先ほど言いました診断精密法

1 ですね。それに基づいて耐震計画を、壁を耐震をするために補強をしても、それでも満たさない、そういうような状況になっております。そこで、もう一つ、上の法ですね。上の方法、法じゃなくて方法ですね。それが精密診断法2 というのがあるわけです。その精密診断法2 というのは、今度は壁じゃなくて柱を補強し、耐震を強くするというような方法が精密診断法2 という方法になっております。それをして初めて、結果がどうなるかわかりませんが、それをしてますます強くして、先ほど言いました耐震の1 基準以上になして補強計画をつくって補強をするというような格好になっております。そういうようなことで、精密診断法1 と精密診断法2 というようなところで、もう一つ上のランクというようなことで御理解をいただければと思っています。

それと、これは先ほど言いました木造関係の耐震診断になっております。学校関係は恐らく鉄骨とか鉄筋コンクリートというような格好になっておりますけれども、そこでまた若干の診断の方法は違ってこようかと思っておりますけれども、そこまでの詳しい調査はしておりませんので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

16款、1項、3目。商工費寄附金の商工費寄附金、競艇事業協力寄附金についてのお尋ねでございますけれども、これは年間2回に分けてお支払いいただいております。寄附をしていただいております。どこからか。これは協定事業者であります大村市からいただくような格好になっております。それから、この寄附金の基準はといいますと、先ほど申されたとおり、売り上げの1%ということですので、その売り上げにつきましては、ミニボートピア波佐見が取り扱っております全国の競艇レース、それにかかわる売り上げの1%ということでございます。なお、その確認方法は、毎月どのレースが、どのレースって、毎日の売り上げの明細が送られてきまして、そこによりまして売上金、それから来場者数、そういったものを全て報告をいただいております、確認をしているところでございます。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

6 ページですね。繰越明許費についてちょっとお伺いします。これだけの金額はかなりこ

の繰越明許になっておりますが、本年度といろいろ改良、それから住宅、特に住宅なんかはかなりの金額になっておりますが、26年度にはいろいろ事業が重なって、かなりきているような状況でございます。その件で、ことしの26年度にこれだけの工事完納はできている予測があるのかどうか。何か負担が重いような気がしますが、何かそういう点が、完納できるかどうか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（山下和雄君）

今回の繰越明許につきましては、先ほどから触れておりますけれども、国の補正ですね。経済対策等を含めました補正で、金額が多くなっているような状況でございます。この繰り越しにしますと、例えば平成25から26に繰り越しますと、必ず26で完成をしなければなりません。そういうような状況で、担当課においてもそういう状況を加味しながら、内部での調整を図って、年度内完了に、26年度完了に向けて鋭意努力をする予定でございます。

また、この繰り越しに限らず、平成26年度の予算につきましても、当然そこについては消化をしていくようなことで覚悟を決めておりますので、予算の消化については大丈夫と確信をしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

この国の姿勢によってかなり経済も変動してくると思いますが、今、課長から言われましたとおり、いろいろ煩雑な26年度になるかなと思います。その点は十分気をつけて配慮をしながら、工事に着手していただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（山下和雄君）

議員おっしゃるとおり、経済対策等も十分な予算として確保しておりますので、ここら辺も含めて遅滞のないように進めていくようなことで考えております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

37ページですね。農林水産業、3目の振興費の中で、実質見込みで構造改善事業ということと、鳥獣被害対策ということで増減が見られたということですから、ここら辺の説明と、38ページの、続きまして38ページの上ですね。19の負担金のことで、一番下、担い手集積事業とか、なかなかほとんどが使っていないような状況です。ここら辺の説明をお願いいたします。

それと、済みません、もう一つありました。それと、29ページですね。前後して申しわけありませんけど、19. 負担金のバスの路線維持で294万5,000円ということですから、このバスの維持補助金はどういう内容かを御説明をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

答弁が後先になりますけど、まず、29ページの諸費、失礼しました。2款、1項、8目。諸費のバス路線維持費の補助金の関係でございますけれども、これは当初予算の見込みの段階では西肥自動車さんが見込みを立てられた欠損額について予算計上をしておったわけでございますけれども、その後の状況変化と申しますか、まず、学生が川棚高校ですかね。通勤される学生の減少、それから燃料費の高騰、それから、まず路線の収益の見直しが行われたと。ちょうど川棚波佐見内海路線と佐世保嬉野路線の宿と内海間が重なった路線がございましてけれども、これを今までは路線の本数に応じて収益を案分をされていたわけですが、機械の精度化といいますか、そういった情報の精度化を図るために、川棚、佐世保嬉野、この分をきれいに把握をしたところ、かなり川棚の乗客といいますか、少なかったということで、そこら辺の収益の差が出てまいりまして、今回のような欠損が生じたというふうな説明を受けております。

以上です。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

6款. 農業振興費の補助金のところですがけれども、構造改善加速化事業につきましてはアスパラハウスを建設いたしまして、これは増棟、新規と増棟なんですけれども、その分の実績増でございます。

それから、同じくこの構造改善の中には野々川地区のコンバインが新規で組み替えをいたしました。これは先だつての議会でもありましたように、中山間地域のいわゆる農業振興を図るということで、平場と違いまして、非常に狭い狭隘な土地に合った2条の小型のコンバイン、これを急遽、導入をすることにいたしまして、その分でございます。

鳥獣被害につきましては、ワイヤーメッシュの各地区から上がってまいりました希望と集約した結果の実績減でございます。約メーター1,000円ということで捉えていただければ、約15キロぐらいになろうかと思えます。

それから、38ページの担い手の補助金の減ですがけれども、これにつきましては御承知のように、農地集積に協力した農家に対しまして、5反以内が30万円、5反から1ヘクタールが50万円、2ヘクタール以上が70万円というふうに、30、50、70というふうに3段階に分かれておりますけれども、実績が1名の30万円だけだったということで、50と70万円の120万円が対象者がいなかったということになります。この点につきましては、離農を推進するという立場ではございませんので、あくまでどうしても農地を維持できなくなったというところで生じてくる場合の協力金でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

そしたら、バスのほうは川棚のほう調べてみたら非常に少なかったということですね。確認だけでいいです。

その担い手のことは、一番今からの重要な仕事でありまして、当然26年度もそういうふうな担い手の集積ということで、やはりこら辺を詰めていかないと、幾ら26年度もかなり予算を組んでも、やっぱり国の制度と実情がなかなか合わないということの典型的なことかなと思っておりますので、なお一層研究していただいて、こういう制度が本当に使われるようなことをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

現在、バス路線の維持補助金を出しておるのは、川棚内海線1本だけでございまして、これまでの算定の中に、先ほど申しました路線数で案分しておったということは、逆に言えば、佐世保波佐見線といいますか、嬉野線といいますか、のほうの収益を幾らかは川棚路線のほうに入れていた関係で赤字幅がちょっと少ないようになっていたんですけれども、これを精度を上げたために赤字幅がふえたというふうに御理解いただければというふうに思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

済みません、私は先ほどちょっと誤解を与えるような発言だったかもしれませんが、議員がおっしゃいましたように、農地集積を進めるためのある意味の呼び水といいますか、推進するための補助金として国も当然設定しているものでございますので、このあたりにつきましては農家の方、あるいは地区の方との十分協議をしまして、この推進につきましては事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（川田保則君）

ほか、ないですか。

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

48ページの10款、12目ですか。南小学校設備についてお尋ねいたします。14節の工事請負費ですけれども、1億3,600万余りあるんですけれども、この校舎改修工事というのは何年ぐらいたったものかということと、ほかの学校も改修工事をやられると思うんですけれども、大体その改修工事に踏み切られるというのは平均的に決まっている、できてからの年数が決まっているものか、2点、お伺いいたします。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

南小の改修工事でございますが、南小の建設年度が58年でございますので、昭和88年、89

年になろうかと思いますが、30年ほどたっているということでございます。特に南小の場合は屋上の防水加工をされているのですが、その分がもう亀裂を起こしております。大変ひどうございまして、国に申請をしたところ、採択ということでございます。現在、この緊急対策であちこちの学校も老朽化対策として進めている状況でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

もう1点、各学校は大体30年ぐらいたったら、そういう工事をしなくちゃいけないというような状態なんですか。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

年数によってしなさいとか、そういう規定はございません。ですから、言いましたように、老朽化の状況を見ながら、各市町がその施設に対して国の申請を上げ、そこに採択になってくるというようなことでございます。特に老朽化がひどい、それから今後を考えたときに支障があるというところから採択になったものと考えております。

○議長（川田保則君）

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

40ページをお願いします。これの7款、1項の3目、観光費でございます。これの13節の高速バス駐車場有料化調査委託料というのがございます。ずっと私が一般質問でもその駐車場の件については何度か質問しているわけなんです、これは何回ほど調査される予定なんでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

これは先ほど御質問がございました、7款、1項、3目、観光費の中の委託料でございま

すけれども、これは予算の、当初予算では賃金で組んでおりましたところを、委託して出そうということで、今回予算の組み替えを行ったところでございますけれども。

まず、駐車場における平日と、あるいは休日の状況が違ってくるということで、それぞれ1日大体朝の5時から夜中の12時まで、この2回、既に実施されております。そういう状況です。

○議長（川田保則君）

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

ちょっと今は少し肌寒い感じのときであり、ちょっと旅行シーズンでもないということで、若干数的には変わるんじゃないかと思っておりますので、春先ぐらいにもう一度されたら、ある程度、数が見えてくるのではないかなと思っておりますけど、そこあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

新年度の予算につきまして、後だって協議がなされると思っておりますけれども、状況を見ながら、そういった機会を得られればなというふうには思っております。

○議長（川田保則君）

ほか、ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

29ページの総務費の5目、財産管理費の積立金のことについて若干お尋ねをいたしますが、実はここは年当初は利子分だけ計上されて、去年は確かもっと大きい金額を専決で出されたような記憶があるんですが、この4,300万になった根拠が何なのかというのと。あくまでも予算主義ですから、本来はやっぱり年当初の当初予算に積立金が幾らという予想を立てて、あとの増減は僕は構わないと思うんですが、何か毎年こんなことをされると、最後、つじつま合わせのように残ったけん、する。じゃあ、残らんやっとならないのかという議論になりますから、その辺の明確な位置づけが必要だと思うんですが、いかがでございますか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（山下和雄君）

まず初めに、今回この積立金としまして4,300万円計上した経緯につきましては、説明の中でも若干触れたような状況でございます。

まず、余剰といいますか、余剰というのではないわけですが、今回の補正の中で特別交付税の見込みというのが1億ばかり見込みが立ったというような状況の中で、それを加味しまして、全体的な町の予算の状況を、執行状況等、あるいは補助金とか、あるいは担当課を含めまして、全体をこの3号補正の中で見たような状況でございます。そういう状況の中で、やはり先ほど申しましたように、この庁舎建設につきましては多額な建設費が要するというようなことで、今回4,300万円を積み立てたような状況でございます。

議員おっしゃるとおり、当初の段階である程度の数字というようなことをおっしゃいましたけれども、御存じのように当初予算ではなかなか財源というのが出てこないような状況でございます。といいますのは、歳入と歳出というのがあるわけですが、歳入についてはもうある程度補助金とか限られてくるような状況の中で、単独事業、あるいは扶助費的なもの等がぼんぼん伸びてきた場合、当然歳入が足りないような状況になってきます。そういう状況の中で、また積立金を、一定の積立金を上げるという格好になりますと、ますますほかの事業ができないような格好になってきます。そういう状況の中で、まず、例年ですと、この積立金につきましては利子的なものを上げさせていただいて、その後、予算の執行状況、あるいはいろいろな交付税とかの状況を見ながら積み立てをしていくというふうな、そういう方式で現在まで来ているような状況でございます。

今回は、通常は専決のほうで計上させていただいているような状況でございますけれども、以前から議会のほうで御指摘がいただいているように、ある程度前もってわかっているような状況であれば、こういうようなことで、予算的に編成をしたような状況でございます。ただ、この特別交付税というのは、もう御承知のとおり、最終的な3月で交付決定が来るような状況でございます。そういう状況を見ながら、また、その余剰財源についての取り扱いについては、ほかの基金に積み立てるか等については、また最終の専決補正の中でしていきたいと思っております。先ほど申しましたように、専決補正の中で余り残金を多くしないというような方法ももう一つの方法ということで御指摘をいただいているような状況でございますので、今回あえて特別交付税の見込みというのを1億に見まして、歳入の中で計上しているような状況でございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

そしたら、関連して質問をしますが、この庁舎建設基金ですよ。目標として何年ぐらいでどのくらいをということでお考えなのか、あれば、どうぞよろしくお願いします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

この庁舎につきましては、耐震の強度がないということで、議会のほうからも庁舎を建設すべきじゃないかというようなことの提案もございまして、庁舎建設に向けての計画を今立てているところでございますけれども、そのときの財源としてこの基金を設置をしまして、積み立てているところであります。

具体的に何年度というのはまだ決めておりません。26年度中に内部の検討委員をつくりまして、徐々にそういった計画を立てていって、おおむね、当時10年ぐらいというようなことで考えを示しておりましたけれども、そういった8年から10年の間ぐらいに設定をしながら進めていきたい。これがある程度固まってくれば、おっしゃるように当初予算に計上しながら、必要な財源を詰めていくという形になろうかと思っております。計画的には七、八億、7億ぐらいか8億ぐらいのお金は基金として必要じゃないかというようなことで考えております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

11ページの固定資産税のところですけども、本当に職員の努力によって大幅な滞納繰り越し、滞納分が大きく補正をされております。例年、決算あたりを見ましても、滞納分400万ちょっとというふうなことで実績として上がっておりますが、ことは当初予算700万上がったのに対しまして、今回補正で600万ということで、1,300万の固定資産税の滞納の分が計上されたというふうなことになっております。これはちょっと何か大きな原因があるんじゃないかと。努力のこともあるんですけども、何かまとまって入ってきた要因がある

のかどうか、その辺をお教えいただきたいと思います。

それから、29ページの諸費、委託料の乗り合いタクシーの運行業務委託ですけれども、これは当初予算200万組んでありまして、今回50万減、約25%減で150万が決算見込みになるんでしょうけれども、要するに利用者が非常に少なかったというふうなことになるんでしょうけれども、その辺をどのように今、この50万減、25%減というのが何か要因が特にあったのかどうかですね。その辺、ちょっとお教えいただきたいと思います。

それから、37ページの5目。土地改良費、15節。工事請負費、3,000万減ですけれども、岳辺田地区のパイプライン改修工事、これは当初予算で7,420万計上してあります。それで今回3,000万の減で、4,420万が予算として残るわけなんですけれども、約60%ぐらいの予算に当初予算からしますとなるんですけれども、非常に調査にも時間もかかられたということなんですけれども、もっと大きな問題があったんじゃないかと感じいたします。埋設管のいろいろな問題とか、規模が縮小したとか、いろいろちょっとありましたけれども、その辺を要因をもう少し具体的にお教えいただきたいと思います。

それから、40ページの5目。企業誘致の推進費、企業誘致奨励金、当初予算500万に対しまして、今回430万の減の補正がなされております。残りの70万の奨励金はどこの企業に行くのか。その辺を、残されておるといことはどこかの企業に行ったのか。ホテルが1社、誘致されたということですので、そのホテルのほうに充てられているのか、その辺をお教えいただきたい。

○議長（川田保則君）

税務課長。

○税務課長（小林修身君）

まず、固定資産税の滞納繰越分の収入の増ということでお話しいただきましたけれども、その要因というのは、これは担当の職員がかなり非常に細かく対応してくれた、その結果だろうと思っています。25年度につきましては、大きなものというのは特にはなかったかと思っています。24年度の決算額が滞納繰越分につきましては1,000万ちょっと、1,034万程度あったんですけれども、それが25年度につきましてはおよそ300万増の1,300万程度を見込んでいるということで、かなり滞納整理ができたというようなことです。その要因としましては、細かい部分まで非常に職員が対応してくれた。それともう一つは、滞納処分、いわゆる差し押さえ関係をかなり多目に行った。そういうふうなのが一つの要因だろうと判断してい

ます。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

乗り合いタクシーの委託料が50万減額となっている、これは利用減なのかということでございますけれども、利用者数は前年より若干は伸びております。これはあくまでも当初予算立ての中である程度の見込みといたしますか、余裕幅を持って計上しておりましたので、今回実績に合わせて減額をさせていただいたというところでございます。

それから、あわせて、先ほどの企業誘致奨励金についてですけれども、これにつきましては確におっしゃるとおり70万予算残がこのままでいけば残るわけでございますけれども、現在私たち、先ほど申された九州教具さんのホテルについては、このまだ対象とはなってまいりませんので、その分で残していくというわけではございませんが、もし、こちらが把握漏れがある企業があった場合には対応できるようなことで枠取りということが残しておるといところで御理解をいただければと思います。

それから、先ほどの税務課関連にもなりますけれども、消費者行政の中でファイナンシャルプランナーを入れまして、かなり多重債務者についての相談を積極的に行っております。そういったものも功を奏しているのではないかなというふうに判断はしております。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

岳辺田パイプラインにつきましては、設計まで入れて8,000万だったわけですが、一番大きな理由は、約500メートルぐらいの事業量の縮小になったということでございます。設計変更になっております。あと、内容についてですけれども、御承知のように、これは石綿管の布設がえということで、長年の懸案事項だったわけですが、それを埋設したまま、新しいパイプラインを布設したということで、大きな理由としましたら、事業量の約500メートルの削減ということで事業量を大幅に減っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

事業計画をするときには、例えば2,000メートルなら2,000メートルってパイプラインのある程度の路線はわかるわけですので、石綿管で非常にわかりにくいところもあったかもしれませんが、その500メートル減になった理由というのが、要するに石綿管を改修しなくてよかったのか。それとも、既に長年石綿管であったのを、一部、部分的に年次計画で500メートル改修されて、今回改めて改修しなくてよかったのか。その辺をお教えいただきたい。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

今の御質問の内容につきましては、正確なところは後だって御回答したいと思います。申しわけございません。

○議長（川田保則君）

しばらく休憩します。2時25分から再開します。

午後2時9分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。

先ほどの古川議員の質問に対する答弁を求めます。

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

岳辺田パイプラインのことについてでございますが、道路改良とか河川改修を行った折に既に石綿管の布設がえが行ったりしていたりということで、実際まだあけている状況なんです。それで、今後さらに掘った後、その確認ができましたら、また減っていく、いわゆる事業量が減っていく可能性もあるということでございまして、とにかく地元の方もはっきりとした石綿管の状況を把握していらっしゃる場所もありまして、調査をした段階で判明している分が、今回減らして補正で減した分でございますので、揚水が始まる6月初めまでには、当然5月いっぱいまで予定しているわけですが、その状況把握も今後また続いていくということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかに。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

まず、20ページ、14款、2項、3目の1節、フッ化物洗口事業費の8万5,000円が削減されているんですけど、現在、このフッ化物洗口事業についての考え方を担当課の方と、それから学校の関係、教育委員会の見解を今どういう形で進んでいるのか、どういうふうな取り組み方をされているのかというのを伺いたしたいと思います。

次に、その下の7目の2節、景観計画策定事業費について、この内容を簡略に説明をお願いしたいのと、現在もう既に、私、多分、今、区画整理事業の中で講堂付近の移転とかが始まっていますが、こちらのほうとの関係があるのかどうかということと、今もう移転が進んでいるのに、この部分というのがどれだけ効力があるのか。その辺のところを教えてくださいたいと思います。

それから、37ページ、6款、1項、3目の19節です。先ほど出ましたワイヤーメッシュの件ですね。これは先ほどの説明によりますと、実績が15キロぐらい減であったということなんですが、もう波佐見町として、今からどれぐらいまだ必要なかと考えていらっしゃるのかということと、実際終わったところ、ちょっと井石地区でいえば中ノ原の地区が終わっているように思うんですが、景観的に非常に今から、例えば鬼木、中尾、鬼木のほうに向かう場合、あの景観はどうなのかなど。これは担当課じゃなくて、商工企画課のほうかもしれないんですが、ちょっと景観的に非常に自然に恵まれた波佐見町といううたい文句の中に何かちょっと異質かなということと。

もう一つは、イノシシ対策に対して本当に有効なのかどうか。今、私が聞いているところによると、結局、囲っているところには入らないんですが、囲っていない道路に今出てきていると。そうすると、かえって、例えば自転車通学の高校生や中学生が夜遅く行くと非常に危ない状況にあるんじゃないかということも出ているんですけれども、その辺の話というのは出てきていないのかどうかですね。有効にワイヤーメッシュというのは機能しているのかどうか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

フッ化物洗口の事業についてでございますけれども、これは保育園、幼稚園、小学校までの児童・生徒・園児含めてなんですけれども、その施設で全ての児童・生徒・園児がフッ化物洗口をできる環境をつくると。その人に絶対してもらおうというものじゃなくて、どこの小学校、どこの園でもフッ化物洗口が行われていますよという環境をつくりなさいということでございます。

その中で、例えば100名おられるうち、80名とか、いろいろな考えがおられて、ちょっとフッ化物洗口はしないよという親御さんも、子供さんが嫌というとはないと思うんですけれども、いろいろな関係で、親御さんがそれを拒否されるということがあるということで、それを除いたところで、施設は全てフッ化物洗口をやる環境をつくるということでございます。今年度、一応各いろいろなところで行うということで、その薬剤関係ですね。その消耗品を計上させていただいたわけなんですけれども、以前からやられていた幼稚園関係ですね。それに対しての薬剤、フッ化物洗口の薬剤の支給は今回上げて、支出して、実際使わなかった分、事業費で言えば10万円なんですけれども、それを減額して、補助金の8万5,000円が減額になったということでございます。そういう協議を、部内の協議をやりながら、担当者の説明会といいますか、歯科医師を交えたところの説明会を行っております。なかなか薬品というものを口に入れて洗口するに対する、やっぱりいろいろな不安感という施設側もありますし、保護者側の不安というのもありますので、保育所を所管する住民福祉課、小学校を所管する教育委員会とは担当者等を含めながら協議を進めている状況でございます。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

教育委員会の学校対応といたしまして、このフッ化物洗口につきましては非常に効果があるということから、県教委が平成29年度まで実施をなさいという指導が参っております。そういうことで、所管課が連携をとりながら実施に向けて検討をしていると。まず今年取り組みましたのが、それぞれフッ化物に対する認識を高める。町内の医師の先生をお呼びして、講演会、講習会を行って認識を高める。今後におきましては、各学校ごとにその認識を高め、そして、その対応を研究していくという段階を考えています。そして、一つの問題点としては、フッ素ですね。フッ素を溶液をつくる場合の一人が担うのではなくて、何人

か複数体制で対応すべきじゃないかとか、こういう面をいろいろ研究を今している段階でございます。そういうことで、29年という目標が示されておりますので、そこら辺を研究を今して、対応していかなくてはということ考えております。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

景観計画についてでございますけれども、簡単にということでございますので、まず、スケジュールから話をさせていただきます。

まず、25年度、26年度、それからで計画を策定をいたしまして、その計画に基づいて27年度に都市計画審議会にかけます。その後に本来の条例化というような格好に進める計画でございます。ことしは25年度分につきましては、波佐見町の状況、それから最終的には条例化まで持っていくんですけれども、ことし行ったのは1章から3章とあって、1章が波佐見町の状況、例えば景観とは何ですかとか、そういったものに伴うもの。それから、アンケートを実施を10月しましたけれども、このアンケートの結果に基づくものですね。それから、重点的なものと、箇所として、現在候補地として波佐見町の中で中尾、鬼木、それから宿の街道、それから西ノ原、この4地区を候補地として今上げております。それに伴う今後の対応は今から詰めることとなりますけれども、今回、先般2月の26日やったと思いますけれども、外部によります検討委員会を開催をいたしまして、一応、波佐見の状況までそこで確認をいただきました。この確認をいただいたところまでをことしの実績ということで県のほうに報告をしたいというように思っております。それ以降、また26年度の中で、その残りの部分について協議をしていくということになります。当然、その素案となります部分をつくって、町内の、庁舎内の会合を開いて、それを受けて検討委員会に諮るというような格好で今進めているところでございますので、今は波佐見町のそこまでをちょっと整理をしたというような状況で、今後の26年度が大体大まかな、例えば条例化に向けたその制限なりを検討していくことになっております。ですから、今の段階で申し上げるのはちょっとあれと思いますので、その段階でまた議会にも御報告をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

済みません、西ノ原の分ですけれども、先ほど4地区の候補地を上げましたので、それに伴って、今後その分を検討をしていくということでございますので、まだ具体的なもの等々はございません。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

景観のことで大変指摘を受けたわけですけれども、この点につきましては、やはり景観と防護ということで、ある意味、矛盾するわけですね。その点で大変苦慮するわけですけれども、農林関係の立場から申し上げさせていただければ、イノシシの被害を食いとめるためには、現在のところワイヤーメッシュの柵のほうが非常に有効であるというふうに言われておりますので、このワイヤーメッシュのほうを今採用して、電気柵ももちろんあるわけですけれども、ワイヤーメッシュで本町の場合は今、推進を図っているというところでございます。

しかも、中ノ原地区と、現在、最新のメッシュが1.2メートルということで、前よりもちょっと高くなっているんですね。しかも、亜鉛でメッキしておりますので、非常にきらきらしてひどく目立つという意見もあるわけですけれども、これは耐久性を考えて、予算もおさまったということで採用しているわけですけれども。確かに柵田協議会の商工課長みずからも景観的に問題があるということでどうかという指摘も受けておりますけれども、確かに柵田まつり等々を訪れるお客様は、ことし初めて来られると思いますけれども、ある意味、圧迫感といいますか、景観でそういうふうな気持ちを持たれる方は確かにいらっしゃると思いますけれども、農地を守るということでは、最良の今のところとる防護対策でございますので、御理解をお願いしているところでございます。

それから、おっしゃいました道路等にイノシシ等が出てきているというのは、もう全町的にも出てきております。これはかなり困ってしまった結果、ただ、道路だけはもう防ぎようがありませんので、道路から侵入してくるということで、今、山に外側に張ったところを、また内側に圃場、田んぼ周りでまた張り直すというようなことをしておりますけれども、道路については農地外になりますので設置できませんので、その点についてもまた大変苦しいところでございますけれども、確かにそういった危険性がないわけではありませぬので、そ

の辺の対策はまた別の視点から対策を考えていかななくてはならないんじゃないかなと思いはしております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

まず、フッ化物洗口についてなんですけど、ちょうど過日、1月17日だったと思うのですが、議会でも全員協議会の中でこれについては勉強会を行っております。先ほど29年ということでしたが、なるべく早くスタートできるようにしていただきたい。ただ、先ほど担当課長も言われたように、これは保護者の御理解がないといけないということがありますので、慎重に進めていただきたいと思いますが、もう既に新潟県などはもう50年前からやっつけらっしゃるということで、圧倒的に虫歯の少ない県ですよ。そういうところはもう実績に残しているものですから、そういうのは事例を挙げていただいて、スピードアップしていただければと思います。

いずれ健康寿命がこれは本当に延びると思いますので、しっかりとした形で取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほど景観計画についてなんですけど、これ、ですから、今のスペースでいくと、今、建てている分についてはもう除外されるわけなんで、何かちょっと変な建物が建つとちょっと怖いという気がするんですが、西ノ原区画整理事業については、何かそういう指導じゃないですけど、希望的なところは建設課あたりから入れられないのかどうか。難しいだろうと思いますが、せっかくいい建物があって、それによっていろいろなイベントがあって、よそからも来られる中で、あの中にもう物すごく変な建物って言ったら悪いんですけど、物すごく現代風な建物が建った場合にいかなものかという懸念があります。そういう部分はどのように考えていらっしゃるのか。現時点でできる範囲内で結構ですので、答弁いただければと思います。

それから、ワイヤーメッシュの件については、農地を守るという点でいえば仕方ないのかなと思いますが、もう1点だけ、そこを質問したいのが、道路に対しての安全面というのは大丈夫なのかですね。忍び返しは道路面、あるいは歩道のほうに返ってきていますけど、交通法上とか、道交法とかの面について、あれは大丈夫なのかどうか。その辺のところは研究されているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

フッ化物洗口のことにつきましてでございますが、議員が申されましたとおり、近いところではお隣の佐賀県がこれを実施しておりまして、佐賀県が虫歯が最下位に近かったのが、フッ化物洗口を行ったために上位に上がったと。そういう実績もあります。ただ、一番懸念されておりますのが、誤飲をした場合にどうするかということと、学校で実施いたしますので、教職員への負担がかかるということで、そういうところからどうクリアしていくかというのが一番大きな問題になっているところでございます。

しかし、実績というものは、そういうようなことで他県によって証明されておりますので、本町といたしましても前向きに捉えまして、先ほど25年から29年の間に実施をするようにというふうな県の指導もありますので、来年するというふうなことじゃなくて、しっかりと教職員の理解、それから保護者、これは保護者の選択に任せられておりますので、保護者の理解を得る、そういう手段をとって、できるだけ多くの子供たちが対象となるようなそういうような方向に持っていきたいというふうに思っております。29年度と言わず、その前倒しで我々としても考えてはおりますが、その過程というものを急がずに、じっくりほかのところの状況も把握しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

先ほどの景観のことでございますけれども、先ほどスケジュールを申したかと思えますけれども、27年度で一応条例化をしたいというようなことで考えておりまして、施行を28年4月からどうだろうかということで考えております。ですから、現在のところ、そういった規制をするとか、そういったことができませんもんですから、ちょっと難しいのかなとは思っております。

ただ、今回の4地区の候補地を言いましたけれども、その中でもそこを重点地区にするためには、住民の皆さんの合意形成が必要になってきます。ですから、そのエリアをどうするんだということとか、どういった制限をかけるんだとか、そういったものの合意形成があって初めてそれが生きてくるということになりますので、まだ時間がかかるのかなとは思

ておりますし、26年度で住民に対しての説明会なりパブリックコメントですね。こういったものも必要かとは思っております。そういったことの意味を聞きながら、地元の方がどう思っておられるのか。それを含めて今後検討をしていけばと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

ワイヤーメッシュについての再質問の件ですが、確かに道路の場合に非常に危険性があるというふうな、忍び返しが道路側に向いておりますので、当然場合によってはそういう事故等が全くないとは言えないと思います。張っている以上はですね。したがって、注意を呼びかけるということしか、現在のところは手立てはありません。県道等については、圃場がどうしても接しているところについては地元の方に極力その辺を配慮して設置というのはするよにということで協議は行っているところです。ただ、どうしても町道とか住宅の建設しているところの非常に狭い道路に設置している場合もありますので、そういうところは特に注意を呼びかけたいと思っております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

先ほどの37ページの鳥獣被害防止対策、総合対策のハード事業の件なんですけれども、いろいろ意見があっているわけなんですけれども、この事業を実施するに当たっての取りまとめの方法なんか問題がなかったのかなと思うんですね。といいますのは、その二千何百何がしの予算を組んどって、1,600万近く減額しとるわけなんですけれども、実質42%程度の状況にないわけなんですけれども、現場ではもうちょっと枠がなかったのかなといった声が聞かれるわけですね。それに対して、その次はもう来年度といったことで、担当されている方が答弁されているわけですよ。そういったものができると、実際要望を取りまとめられる段階で、ことしはこだけよといった状況はないと思うんですけれども、その取りまとめの方々が実際十分反映されたのかということですね。そこらをお伺いしたいと思います。

それから、40ページの観光費の委託料、温泉施設の管理委託が100万減じられているわけで、これは安くなることはいいんですけども、どういう理由で減になったのかどうかをお尋ねをしたいと思います。

それから、47ページの10款、教育費の事務局費で、19節、幼稚園特別支援教育補助事業費補助金とありますけれども、この執行がされなかったのはなぜか。その対象者がいなかったのか。その事業対象者が出てこなかったのかどうか。そのあたりをお願いいたします。

それから、前の45ページの住宅管理費の負担金、ここも一緒ですけども、19節の28万です。住宅耐震改修計画策定事務補助金、これも丸々減じているわけですけども、これはどこにする予定だったのか。これをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

石峰議員の質問にお答えする前に、大変申しわけないんですけども、藤川議員のほうから出されたときに、私、たしかメーター1,000円ぐらいだと言いましたけれども、実は当初予算を組む段階での単価設定がそのくらいでやっております、実際入札、見積もり入札、入札をしまして、実績でいきますと600円ちょっとぐらいになりますと、済みません、先に訂正させていただきたいと思います。

それから、2,700万の、今、石峰議員が言われましたように、当初予算で組んでおります、交付額が1,200万弱なんです。今回1,500万の補正減をしているわけですけども、国に要求して、実際交付するのは、当初、この予算を組む段階でどのくらい来るかというのは、希望量を出すわけですけども、交付額自体が満額来るわけではございませんので、先ほど石峰議員が申されたとおりなんですけれども、ですから……。ちょっとお待ちください。そうですね、42%ぐらいですね。

地区から毎年要望量をお聞きしまして、それを年度内に極力完了するようにするわけですけども、どうしてもその国の交付額が不足する場合には次年度に持ち越しという形で、ずっとこの数年、そういう形をとらせていただいております。入札の執行次第で残が生じた場合は、当然また再度その残りの金額で入札をやっていくということで、最終的に執行するように極力やっているわけですけども、どうしてもできないという地区においては翌年度回しということで御理解をお願いしているということでございまして、また、26年度につま

しても、同じような地区からの要望をお聞きしまして、まだ完全ではございませんので、対策については引き続き続けていくということになると思います。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

40ページの7款、1項、3目、観光費の中の温泉施設管理委託料の100万円の減でございますけれども、これは現在ございます泉源の管理で、既にあそこが揚湯、お湯を揚げ始めて3年から4年ぐらい近くになりますけれども、この管理委託費の中に当初、水中ポンプを引き上げてオーバーホール代を含めて委託をしておったわけです。する予定でおったわけですが、実際揚げてみますと、もうオーバーホールがきかないような、破損寸前の状況でございました。予備ポンプを本町に備えておりましたので、現在のところ、その予備ポンプと入れかえて運転をしているわけでございますけれども、そういったことでオーバーホール代が不用になって、予備ポンプを現在のところ稼働している。その分が委託料の減になったと。当然、もう予備ポンプがございませんので、新年度予算においてはこの予備ポンプ購入を計上させていただいたという状況でございます。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

47ページの幼稚園の特別支援教育補助金でございますが、この分、結論から言いますと、対象者がいなかったということでございます。幼稚園の中でも特別支援を要する園児が必要な場合の支援補助を行っている状況でございます。これは2園に対してそれぞれ行っているわけですが、対象者がそれぞれいなかったということでございます。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

45ページ、1目の住宅管理費の委託料と負担金でございますけれども、この耐震診断と耐震計画というような格好で、これは毎年4件の計上をさせていただいております。これは民間住宅を対象としておりまして、この申し込みがなかったと。まず国・県、それから町が負担して、あと残りの部分は個人さんが負担いただくというような格好……。

○議長（川田保則君）

マイクをお願いします。

○建設課長（吉田耕治君）

失礼しました。

実は年間申し込みを4件、一応予定をしております。これは民間住宅が対象でございますが、国・県、それから町ですね。それから残りの部分を個人の方が、される方が、申請者が見ていただくというようなことでございますけれども、今回3月になりまして、もう申し込みがなかったということで、一応削除というような格好にいたしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号 平成25年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

全員挙手であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号

○議長（川田保則君）

日程第7. 議案第10号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第10号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,756万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,764万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、歳入につきましては高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の減で、歳出につきましては主なものは、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金及び特定健康診査委託料の減と平成24年度事業費確定に伴う国庫支出金返還金の増でございます。

それでは、6ページをお願いします。

歳入でございますが、7款. 共同事業交付金、1項、1目. 高額医療費共同事業交付金から1,556万5,000円を減額し、2,687万1,000円に、2目. 保険財政共同安定化事業交付金から1,200万4,000円を減額し、2億851万9,000円とするものでございます。これは平成25年度の両共同事業の確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、7款. 共同事業拠出金、1項、1目. 高額医療費拠出金から993万5,000円を減額し、3,250万2,000円、2目. 保険財政共同安定化事業拠出金から1,942万9,000円を減額し、2億109万5,000円とするものでございます。これは平成25年度の両共同事業の確定によるものでございます。

12ページをお願いします。

8款. 保健事業費、2項、1目. 特定健康診査等事業費から367万2,000円を減額し、2,048万1,000円とするものです。これは特定健康診査の受診者の減により、委託料を減額するものでございます。

次ページをお願いします。

11款. 諸支出金、1項、1目. 償還金に551万円を追加し、561万円とするものです。これは平成24年度療養給付費等国庫負担金の確定により、国庫への返還金が生じたため、増額するものでございます。

以上で、平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わ

ります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

この12ページですね。特定健診事業費の中で367万という数字が出ておりますが、今、特定健診については町の行政としてもかなり力を入れて、年々ふえていっているというような状況でありました。これがなぜこのマイナスになるような状況になったか、そこがちょっと私も46から50になったというような話を聞いておりますが、そこら付近を何か状況が変わったんでしょうか。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

この減額した内容については、当初、目標の60%を達成するための委託料を計上しております。それで実際、今、1月末現在で43.4%ということで、2月に集団健診を行いましたので、もう少し2月の分は上がっているかなと思うんですけど、最終的には60%に現状では届かないと。この367万2,000円、減額した分は、そこら辺の見込みまで含んだところでどうしてもここまでいかないだろうということで、今回、委託料のほうを減額させていただいております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

60%がいつもうたわれておりますね。それを一様に60%予算を組むということは、最初の見出しがこれだけやはり甘いというような感じを受けるんですが、そういうことは四十何%の中で60%ということは、なかなか、いつも聞くんですが、それが無理な状態で中にそれだけの予算を組むということは何か意味があるんですか。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

当初から目標を掲げながら、それに満たない予算を掲げる自体がちょっとあれなのかなと
思っていますので、こちらのほうは必要な予算は一応計上していきたいと考えております。
実際60にはちょっとやっぱり届かない状況でございますけれども、前年度と変わらない、
50%はクリアしたいと考えております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号

○議長（川田保則君）

日程第8. 議案第11号 平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第11号 平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,743万5,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入及び歳出につきましても健康診査委託料関係の増額でございます。

7ページをお願いいたします。

5款. 諸収入、3項、2目. 雑入に17万4,000円を追加し、312万2,000円とするものです。これは健康診査受診者の増加による連合会からの委託料の増加によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款. 総務費、1項、1目. 一般管理費に15万4,000円を追加し、400万7,000円とするものです。これは歳入の説明と同じく、健康診査受診者の増加により委託料に不足が生じるため、今回増額をするものでございます。

以上で、平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号

○議長（川田保則君）

日程第9. 議案第12号 平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第12号 平成25年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ771万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,664万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、歳入につきましては、介護給付費国庫負担金及び介護給付費支払い基金交付金の減額と、介護給付費財政調整交付金の増でございます。

歳出につきましては、主なものは居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、特定入居者介護サービス費の増及び地域密着型サービス給付費、介護予防サービス給付費等の減でございます。

それでは、6ページをお願いします。

歳入でございますが、3款. 国庫支出金、1項、1目. 介護給付費負担金から749万2,000円を減額し、1億9,616万1,000円とするものです。これは国庫負担金の平成25年度概算交付決定によるものでございます。

次ページをお願いします。

2項、1目. 介護給付費財政調整交付金に778万4,000円を追加し、7,316万7,000円とするものです。これは国庫補助金の平成25年度概算交付決定によるものでございます。

8ページをお願いします。

4款. 支払い基金交付金、1項、1目. 介護給付費交付金から800万3,000円を減額し、3億519万7,000円とするものです。これは支払い基金交付金の平成25年度概算交付決定によるものでございます。

次ページをお願いします。

歳出でございますが、2款. 保険給付費、1項、1目. 居宅介護サービス給付費に1,000万円を追加し4億8,700万、2目. 地域密着型介護サービス給付費から900万を減額し、1億

5,720万円、施設介護サービス給付費に320万円を追加し2億5,920万円、居宅介護住宅改修費から130万円を減額し410万円、居宅介護サービス計画給付費に150万円を追加し4,750万円とするものです。これは介護サービス等諸費の給付状況により増減を行っているものでございます。

10ページをお願いいたします。

2項、1目。介護予防サービス給付費から720万円を減額し、5,880万円、6目。介護予防住宅改修費から120万円を減額し、350万円とするものです。これは介護予防サービス諸費の給付状況により減額を行っております。

次ページをお願いします。

4項、1目。高額介護サービス給付費に120万円を追加し、1,340万円とするものです。これは高額介護サービス給付費の増により増額を行っているものでございます。

13ページをお願いします。

6項、1目。特定入所者介護サービス費に260万円を追加し、3,640万円とするものです。これは特定入所者介護サービス費の給付状況の増により増額を行っているものでございます。

16ページをお願いいたします。

8款、1項、1目。予備費から771万1,000円を減額し、83万6,000円とするものでございます。これは収支の状況により減額調整を行ったものでございます。

次ページをお願いします。

給与費明細書、特別職でございます。これは地域包括支援センター運営協議会委員の報酬で、出席委員の減少により4万8,000円を減額するものでございます。

以上で、平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号 平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号

○議長（川田保則君）

日程第10. 議案第13号 平成25年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

議案第13号 平成25年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,065万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,930万9,000円とするものでございます。

続いて、繰越明許費でございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

続きまして、債務負担行為でございます。

第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為によるものでございます。

それから、地方債の補正といたしまして、第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるものでございます。今回は国の経済対策による補正予算が主なものでありまして、本町公共下水道におきましても、平成26年度事業分の前倒しを行いまして、事業の進捗を図る

うとするもので、あわせて決算を見込んだ歳入歳出の補正となっております。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費についてでございます。

2款、1項、公共下水道事業でございます、繰越明許といたしまして4,300万円を計上しております。この分は、先ほど国の経済対策により補正でありまして、建設費の全額を平成26年度へ繰り越すものでございます。

次ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為でございます。

波佐見中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務委託料、限度額を27万円とします。この分につきまして、平成26年度、消費税が4月から改正されるわけでございますけど、今までこの分につきまして3カ年契約で現在進めておりまして、まだ現契約が平成26年度まで残っておりまして、その分が900万、委託料が残っているわけなんですけど、その分の消費税増分ですね。3%ですね。この分の債務負担行為をする必要があるということで計上いたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

地方債の変更でございます、公共下水道事業、限度額4,320万円を1,870万円を増額するものでありまして、補正後の金額を6,190万円とするものでございます。この分につきましても、先ほど申し上げましたように、国の経済対策による起債の増でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款、1項、1目、下水道負担金、補正額135万円の増で、1,625万円とするものでございます。受益者負担金の増でありまして、当初見込んでおりました受益者負担金の納入が、一括納入分が増によるものが主な内容となっております。

それから、次のページをお願いします。

3款、1項、1目、下水道事業費国庫負担金、補正額2,080万円の増で、5,790万円とするものでございます。この分につきましても、建設費の補正に伴う国庫補助金の増分となっております。

12ページをお願いします。

7款、1項、1目、下水道事業債、補正額1,870万円の増で、6,190万円とするものでございます。この分につきましても建設費の増に伴う補助残に対する起債の借り入れ増分ござ

います。

14ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

1款、1項、1目．一般管理費、補正額65万2,000円の減でございます。補正後の金額を2,946万7,000円とするものでございまして、決算を見込んだ不用額の整理を行っております。

それから、同じく3目．処理場管理費でございます。補正額はゼロとなっておりますけど、内訳といたしまして、11節．需用費、修繕料の減でありまして35万7,000円、この分を13節．委託料で組み替えを行っております。この分につきましては、当初、最終沈殿池の修繕を行う予定で委託料を上げておりましたけど、その際の清掃、汚泥の清掃業務の予算を計上していなかったということで、この分を組み替えまして、今回補正に計上したところでございます。

14ページをお願いいたします。

2款、1項、1目．管渠建設費、補正額4,130万円の増で、1億4,589万円とするものでございます。この内訳といたしまして、3節．職員手当等、30万円の増で、時間外勤務手当の増となっております。この分につきましては、2年に一度、国庫補助事業に基づく会計検査があるわけでございますけど、25年度がその年でありまして、その分に対応する業務等の増によりまして、時間外手当が増額になっております。

それから15節．工事請負費、4,330万円でございます。管渠建設費ということで、今回、補正によりまして、現在行っております、稗木場地区の工事を行っておりますけど、その分を前倒しで実施するというので、およそは関係戸数ですね、30戸。主に現在、村木瀬別当入口のところと県道、稗木場の県道沿いをしてしておりますけど、ジャンボがありますけど、その県道沿いのところまで工事を進めるという計画をしております。

22節．補償、補填及び賠償金でございます。230万円の減で、この分は上水道負担布設工事等の当初予算分の予定が工事減による減額でございます。

なお、16ページと17ページに時間外勤務手当に関する給与明細書を掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号 平成25年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。3時40分より再開します。

午後3時26分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第14号

○議長（川田保則君）

日程第11. 議案第14号 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山下和雄君）

議案第14号 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成25年度波佐見町の町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,546万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものでございますけれども、まず、歳入の補正につきましては、予定をしておりました土地売り払い収入につきまして、平成25年度での見込みが立たないことから減額いたしております。歳出につきましては、土地売り払いとの関連から、元金償還の減額をいたしております。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

2款、財産収入、2項、1目、不動産売り払い収入につきましては、先ほど申しましたように、今年度見込みがないことから、6,500万円の減額をいたしております。

8ページをお願いします。

8ページにつきましては、ここから歳出になります。

1款、1項、1目、一般管理費の委託料につきましては、土地売り払いに伴います分筆登記委託料を計上しておりましたけれども、25年度での見込みがないことから50万円の減額を行うものです。

次ページをお願いします。

3款、1項、1目、元金、6,250万円の減額につきましては、土地売り払い収入により繰上償還を計画しておりましたが、土地売り払い収入がなかったことから減額をいたしております。

10ページをお願いします。

4款、1項、1目、予備費につきましては、200万円の減額をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

前回、特別委員会をしたのは、ちょっと私は記憶が今ないんですけども、それからの活動について、どういう訪問状況なのか、活動状況等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

現在、御存じのとおり、企業誘致係に2名の専属の職員を置きまして、関東、あるいは東海、さらには九州管内、四国、日本の津々浦々まで企業訪問を行っております。今ちょっと手元に正確な数字は持っておりませんが、2月末現在で二百数十社の企業訪問を行っておりますが、施政方針の中で町長が申しましたように、各企業の投資意欲は確実に強くなっているというふうな感じは受けているという報告を受けております。ただし、残念ながら今のところ、直ちに誘致につながるという話にはなっておりませんが、これはすぐに誘致というのはなかなか厳しい状況があるかと思えます。いろいろとそういった企業誘致に成功している自治体の職員の方の話の話を聞くと、いきなり企業誘致ということじゃなくて、つながりを企業さんと持って、普通の日常会話の中から本当の信頼関係を築いていく、情報交換を行っていく、そういった中から、ゆくゆくは企業誘致につながったという事例を聞いておりますので、地道な活動を今後も続けていきたいというふうに思っております。

それから、県の産業振興財団のほうからも数件の打診といたしますか、情報提供がっておりますが、確実な情報はまだいただいておりません。お互いにそれぞれの企業さんのどうしても表に出せない部分があるろうということもありますので、そういった部分のある程度確実な情報が得られましたら、こちらとしましても連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

大体、特別委員会をした内容と余り変わっていないような気がするんですが、係の二人に対して、課長はどういうふうに絡んでいらっしゃるのか。課長御自身が企業訪問とかに携わったことがあられるのか。産業振興財団とのかかわりが直接持たれるようなことがあるのか。その辺のところを少し教えてください。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

私が直接企業訪問をしたのは今年の5月に愛知方面に一度、それから九州方面の企業に一

度、延べで4日か5日間ぐらいは出ていたかと思います。ただし、どうしてもほかの観光事業とかの絡みもごさいますので、なかなか席をあけるわけにはいかないわけですが、それぞれの情報については逐一、係のほうで報告、企業訪問の訪問結果報告書を書きまして、確実に情報の共有はしております。それから、財団のほうも私、二、三度御挨拶に行っておりますが、それから財団のほうも町のほうにお見えになって、状況等については報告をいただいたりしておりますので、そこら辺はうまく連携がとれているのかなというふうな判断はしております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

それぞれやっておりますけれども、私のほうも正月にも財団のほうに訪問いたしまして、その後も議長さんも一緒に含めて、理事長さん、幹部の皆さん方と意見交換をしております。長崎県内での企業誘致の立地状況については、やはり波佐見が一番優勢だろうと。この前、長崎のカネミツさんが決定をしたわけですが、波佐見にも大分触手をされておられました。しかし、やはり長崎大学出身ということと、研究が主体というようなことで、長崎のあそこの高校の跡に立地をされておられます。そういうことで、財団ともきちんと連絡を、連携をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号

○議長（川田保則君）

日程第12. 議案第15号 平成25年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

議案第15号 平成25年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成25年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、平成25年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款. 水道事業収益。補正額、81万1,000円の増で、補正後の金額、2億7,321万1,000円とするものです。

続いて、支出でございます。

補正額、第1款. 水道事業費用。補正額、405万円の増で、補正後の金額、2億6,291万1,000円とするものであります。

続いて、資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条、平成25年度波佐見町上水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書きを改める。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する1億2,655万5,000円は、過年度分損益勘定留保財源資金1億2,655万5,000円で補填するものでございます。

続いて、収入でございます。

第1款. 資本的収入。

補正額、360万円の増で、補正後、3,810万円とするものです。

支出については補正はございません。

今回は決算見込みによる補正でありまして、工事負担金等の増が主なものとなっております。

5ページをお願いします。

収益的収入及び支出でございまして、収入、1款、1項、3目. その他の営業収益、補正額71万3,000円の増で、手数料、加入金の増でありまして、対応件数等の増によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款、1項、1目. 原水及び浄水費、補正額110万円の減でございます。

続いて2目. 配水及び給水費、補正額235万円の減であります。

それぞれ決算見込みによる不用額等の補正が主な内容となっております。

続いて、6目. 資産減耗費、補正額750万円の増となっております。固定資産の除却費といたしまして、今年度老朽管の布設がえ等を行っているわけでございますが、その分の当初見込みより除却費が多くなったということで、今回増額の補正を行っております。

次のページ、お願いいたします。

資本的収入でございます。

収入、1款、1項、1目. 工事負担金でございます。補正額、360万円の増で、県道改良工事等の負担金等が当初よりふえまして、今回増額の補正を行っております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号 平成25年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号

○議長（川田保則君）

日程第13. 議案第16号 町営住宅鹿山団地建替工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、議案第16号 町営住宅鹿山団地建替工事請負契約の変更について御説明をさせていただきます。

平成25年6月4日付で請け負い締結をした町営住宅鹿山団地建てかえ工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございます。

本件は町営住宅鹿山団地建てかえ工事について、工事の内容に変更が生じたため、変更契約の締結をするものでございます。

次のページ、別紙をごらんください。

別紙。

1、契約の目的。

町営住宅鹿山団地建てかえ工事。

2、契約金額。

変更前の契約金額2億4,019万5,900円。今回の増加額427万3,500円。変更後の契約金額2億4,446万9,400円。

3、契約の相手方。

東彼杵郡波佐見町宿郷959番地10、小佐々建設・山口住建工業建設工事共同企業体。代表構成員、株式会社小佐々建設、代表取締役小佐々春城。

次の図面をごらんいただきたいと思います。これは配置図になっております。

図面1でございますけれども、これについては、今回の変更の主なものをまず御紹介させていただきますと思います。

図面の5番をごらんください。今回の変更の最も大きな要因としまして、建築主体工事の中で基礎工事が一番のメインでございます。今回も地業工事といいまして、くい基礎ですね。この分の変更が生じたことによるものでございます。前年までに調査ボーリング6カ所をやっておりましてけれども、これに基づいて設計をやっていたところでございますけれども、実際既設住宅が建っていた関係で、今回建設しております箇所のボーリングはできておりませんでした。そういったことから、解体後に新たに縄張りを出して、基礎の位置、くいの位置、これを出しまして、そこにラムサウンディング試験ということを、四隅にE棟、F棟、8カ所行いました。これに基づきまして、岩の位置を確定をさせまして、それに基づきまして岩の先行掘削を行ったところでございます。

真ん中ほどに「先行掘削有り」ということで、岩掘削当初、P1、2.1メートル、それが4.4メートルになっております。これは3本分で合わせてでございます。それからP2、6.5、当初上げておりましたけれども、15.1メートルになりまして、プラスの8.6メートルということ。それからP3、P4、これにつきましては口径が同じということで、当初4.3メートル計上しておりましたけれども、30.2メートルということで、岩掘削の延長が49.7メートルということで、これを岩を掘るために当初に全37本のくいの位置を掘削をやりまして、その後に鋼管ぐいの挿入等による圧をかけながら押し込んでいくというような格好で施工をいたしておるところでございます。

今、E棟につきまして説明をいたしましたけれども、次のページの図面6ですね。これについても大体岩の位置が同じくらいであったと。ただ、ここは41本の鋼管ぐいを打っておりますけれども、まず、P1が2.1メートルから3.7メートル、プラス1.6メートルですね。そ

れからP 2、2.5メートルが1.9、これはちょっとマイナス0.6メートル。それから、P 3、P 4合計でございますけれども、4.1メートルだったのが31.8メートル、プラスの27.7ということで、岩の位置がこれを見ますと浅かったということから、鋼管ぐいの所定の長さを確保しなければならないということがございますもんですから、まずもってそのくい長まで岩盤を掘って、その後に鋼管ぐいを挿入をしたというような格好になっております。これで大体くいの部分の金額が、直接工事費で約350万程度でございます。

あと、変更になったところが外構工事ですね。これは当然側溝とか擁壁をつくれば、10センチ単位で数量が変わったりしますけれども、その部分の内容の変更がございました。

あと、電気工事でございますけれども、有線放送の回し部分でポールの新たに、ちょっと新規で追加をしなければならなかったということ。それから、機械設備におきましては町の水道の指導を受けまして、配管位置をちょっとルートを変えました関係で、減額というような格好。トータル的に先ほど契約変更の今回の増加分ということで427万3,500円が増額というような格好になりました。

以上で説明を終わらせていただきますけれども、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

今、説明を受けたんですけど、図面の5なんていうのは、このP 1、P 2、P 3、P 4ですか。ほとんどわかんないんですよ。小さ過ぎて。しかも、これ、消えているところがあるんですけど、もうちょっと大きく、このP 1、P 2、P 3、P 4の位置をちゃんとわかるようにしてもらわないと、説明していても全然わからないような資料になっているので、ちょっとこれはもう少ししっかりした資料づくりをしてください。これは見えない方もいらっしゃると思います。

6のほうはかろうじてわかるんですけど、かなり小さくて、もうちょっと片側のほうに大きくしてもらって、この実際の図面、くいを打っている部分を右側にするとか、配列を変えてもらって。ちょっとこれでは説明されても追っかけ切れないですよ、これ。まず、ここをちょっと指摘したいんですけど、何でこんなちっちゃな見えにくいような資料になっているんですか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、図面の、正式な図面といいますのはA1サイズでございます。これをもとにつくった部分で、まずA3サイズに縮小をした関係で、こういった小さい部分になっている状況でございます。ちょっと写りが悪かったなというふうに考えております。

実はP1につきましては、建物の真ん中の列、センターのラインに一番端、それから真ん中、それからまた端ですね。この部分が主体的な自重を受けると。真ん中。そういったことから、構造計算上、こういった分け方をやっているということでございますので、今度からできますれば、もう少しわかるような図面にさせていただければと思っております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

この契約の締結が25年の6月4日になっております。その後、御存じのとおり、建設資材も大分上がったたり、労務費の改定があったりしておりますが、労務面の改定なんかは契約時点の単価でございましょうが、建設資材の高騰なんかに対する対応とかは現状どうなっているんですか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

実は国・県から単価の改定等々につきまして、建築工事につきまして2月1日以降の起工につきましては単価を変えていると。ですから、それを4月から2月にさかのぼってという格好で、先に先行してという格好になろうかと思っておりますけれども、今後につきましては、その単価、資材等があれば、契約条項に単品スライド、いろいろ載っておりますので、こういったことで対応できるんじゃないかと思っております。ただ、今回の工事につきましてはその分はございません。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号 町営住宅鹿山団地建替工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号

○議長（川田保則君）

日程第14. 議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。労働安全衛生法の規定に基づく産業医の設置及び地域活性化の推進を図る地域おこし協力隊員を設置するため本条例を改正するものであります。

別紙をお願いします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表で、期日前投票立会人の項の次に次のように加える。

産業医。報酬の欄でございますが、年額15万円。

次に、別表鳥獣被害対策実施隊員の項の次に次のように加える。

地域おこし協力隊員。報酬につきましては、予算の範囲内で町長が定める額。

附則。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

次のページは新旧対照表でございますが、先ほど申しました現行のそれぞれ各種委員会等の表がございますが、一部省略させていただいております。

まず産業医につきまして、改正案の左側でございますが、期日前投票立会人の次に産業医として年額15万円。鳥獣被害対策実施隊員の下のところには地域おこし協力隊員として報酬を予算の範囲内で町長が定める額ということで新たに設けるものでございます。

まず産業医につきましては、労働安全衛生法で自治体、あるいは事業所、会社ですね。それぞれ従業員が50人以上につきましては産業医を選任しなければならないという規定がございます。そこで、本町につきましては、これまでメンタルヘルス、あるいは産業医等について相談した経緯もございますが、設置に至っていなかったというところがございますが、このほど町内の産業医の資格を引っさがる医師に相談をしましたところ、内諾をいただきました。そこで正式に26年度4月から委嘱をするという形をお願いする形になるかと思っております。

産業医の主な仕事と申しますのは、いわゆる公共自治体の職員の健康管理、それから公共施設等の職場点検、あるいは健康診断の結果を受けながら、その注意とか、全体の健康相談、あるいは指導・助言を行うものということになっております。今後そういったことで職員の健康管理にも推進を図っていくということになるかと思っております。

それから、報酬額につきましては、国の、いわゆる全国の従業員に応じた段階的な月額報酬というのは決まっております、その辺を基本としながら、参考にしながら、今回の産業医の委嘱する業務量等を勘案しながら、月額という規定がございますが、その3回程度、3月程度の分を相当と見ながら相談しておるところでございますが、年額15万ということで上げたところがございます。

それから、地域おこし協力隊につきましては、町長が施政方針の中でも申し上げておりました、農林関係、あるいは商工振興ですね。商工観光関係に一人ずつ、2名を採用したいと、雇用したいという計画でございます。これにつきましては、全国のいわゆる国の制度に基づ

きまして取り組むものでございます。特に都会、三大都市、東京、名古屋、大阪の三大都市圏のほうから優秀な人材を誘致するということの計画。そこで地方においてはそういった優秀な知恵、あるいは技術を含めて定住促進を含めて図っていくということで、地域活性化につながっていけばなということでございます。

そういったことで、予算の範囲内で町長が定める額ということで明記しておりますが、このことについては県下の取り組みの状況、市町村の実際のそういったとも参考にしながら、今のところ全国の規定がございますが、いわゆる年間の報酬が一つの目安としては200万、全国ということでございます。そうしますと、月額大体18万程度を計画しているところでございます。月額として報酬として、そういうところで、今、新年度予算で上げているところでございます。

そういったことで、あわせて活動経費も別途、それに活動するための経費は当然支給すると、対象になるわけでございますが、そういったとも含めたところで新年度予算の地域づくり振興事業、地域づくり事業費として上げておりますので、そういったところのいったところで事業展開を図るということ。これにかかわる事業につきましては、県のほうも力を入れておりまして、長崎を抱える人材誘致事業補助金ということで、次年度におきましては400万の歳入を予定しております。あわせて国の特別交付税の措置も図られるというところでございます。そういった事業に取り組んでいくというための今回の特別職の非常勤設置ということでございます。

そういったことで、特別交付税等の措置をされるということでございますので、概要申し上げましたが、以上をもちまして、議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

松尾道代議員。

○9番（松尾道代君）

産業医さんをこの役場に今度置くということは、これは賛成でございます。報酬の年額の15万というのが学校の校医さんと比較して報酬がどういうものか。15万でどこまでしてもらえるのか。もう置くということになりましたら、もっと何ていいいますか、細部にわたってと

いいですか、いろいろな相談を常時受けるとか、いろいろなことでもっと活躍してもらいたいと思いますので、そのあたりの学校の校医さんと比べてのものを一つ。

それから、地域おこしの協力隊員のこと。都市圏から優秀な人材をとということで、もう予算化もされておりますけど、当てがあるのか、決定されているのか、お願いします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（宮川 豊君）

まず、校医さんとの比較でございますが、校医につきましては15万より、ちょっと若干上でなっております。なっておりますが、そことの比較じゃなくて、産業医として全国の基準がございまして、50人以上が5万円、100人から200人が6万円から7万円という、月の月額がですね。そういう形になっております。

そうしますと、今ちょっと触れましたが、職員の健康診断、年に1回しておりますね。その結果を受けて、その結果に基づいて相談をするという。全体の全職員の結果のデータが出ますが、特に要注意とか、再受診をしなければならないとかいうことも職員も出るかと思えます。そういった面で、全体のアドバイスをするという意味の健康相談。

それから、産業医がしなければならない一つの中に、職場のいわゆる安全点検というのがございまして、これは必ず年に1回はするという。地方自治体においては県内も21団体の中で常時設置されております。県内では五つの町がまだ設置していなかったんですね。郡内でも初めてなんですけど、そういう状況でございます。そういった中で、本格的にすれば毎月せんぼという産業医の法的ないろいろな条件があるんですが、製造業、危険物取り扱いとかありますね。そういった事業所については毎月ほとんどやっておりますね。今回相談した産業医の先生も、ある事業所に行っていらっしゃいます。それは危険業務だということで、それは判断されて、自治体ではどうでしょうかといたら、とりあえずは健康相談と、それから職場点検、そういったとを含めて年3回程度の取りかかりに行こうかということで内諾をいただきました。そうしますと、月1約束でうちが職員が104人でございますので、100人を越えたばかりで相談した結果、50人から100人の間の5万円程度の3月分だと相談したところ、よろしいという内諾をいただいたものですから、その額で15万円ということの根拠でございます。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

地域おこし協力隊員の状況ですけれども、これはまだ予算に計上させてもらって、まだ審議いただいておりますので、まだ募集も何もしてありませんが、当然予算成立になりますと、新年度に入りますと、ホームページ、あるいはそういった関係機関JOINというふうな団体がございますが、そういったものへのお知らせ、それから、そういったネットワークを持っておられるコンサルタント、アドバイザー、そういったものをフルに活用して、優秀な人材を採用していければなというふうに思っております。特にこちらが望む事業と、本人さんが望んでやりたいという事業がうまくマッチングしないと、事業がうまく進んでいかないというおそれもございますので、そこら辺は事務局としましてもうまく事業内容を煮詰めましてから募集というものにかかりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

募集に関しては、ハローワークさんに届けたりというふうな、そういうことも考えていらっしゃるでしょうか。今、いろいろな小さい仕事でも町民の方は求めているんじゃないですか。ですから、町民じゃなくて、このことはもちろん全国で都市圏からということをおっしゃいましたけど、広く公募をして、いろいろなこういう人、あちこちで、小値賀とかなんとかもいらっしゃいましたよね、よそからですね。ああいうふうな人たちのネットワークもあると思いますので、そういうことで広く募集をかけて開始していただきたいと考えますが、どうでしょう。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

この、そもそも地域おこし協力隊員につきましては、先ほど説明があったかと思っておりますけれども、波佐見町につきましては三大都市圏という条件がございます。ですから、ハローワーク通しというのはちょっと厳しいかなと。あくまでも雇用対策という面じゃなくて、地域おこしが主眼でございますので、そういった能力にたけた方を採用しないと、狙うところがちょっと違ってくるのかなというような感じがしますので、そこら辺は十分この制度にのっ

とったところで採用していきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

その関連で、今、課長がおっしゃった、こちらと相手側が当然ながら合わなければならない。それは当然なんです、概略にこちら側の方向性ですかね。地域おこしですから、地域に密着して、一部の地域を活性化するものか、どういうふうな方向性を考えておられるのかをちょっとお尋ねします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

今回、2名の採用を予定しておりますが、私、商工担当部局としましては、まず波佐見町の観光情報の発信、それから新たな観光商品の開発、それから今ネットショッピングといえますか、そういったもの、波佐見焼をうまくネットショッピングに乗せながら、流通形態といえますか、そういったものを図ると、産地ブランドを図っていくと、そういったものを今のところ考えておりますが、今後はもう少しうまく煮詰めながら、もう少しいいものがないかというふうな研究はこれからさらにしていきたいと思っております。

あと、農政部局については農林課長、よろしいでしょうか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

私は新年度予算のところで討議がなされるのかなと思っていたんですけども、概略を申しますと、一言で言いますと、都市農村交流、いわゆるツーリズム、波佐見町の特性を生かした農と陶といえますか、そういったツーリズム関係が中心になろうかと思いますが、さらに地域のコミュニティが維持されなくなるおそれもある中山間地域等の活性化、このあたりをあわせてたけた人材が来ていただければというようなことで、商工と同じく、またこの内容につきましては、少し時間がございますので、もう少し詰めて、県とも協議をしていきたいというふうに話をしているところでございます。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

それがある程度固まるという、固まっていくのは、当然募集ですから、大体いつごろをめどにそういう方向性が固まるのでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

理想的には4月からスタートすればよろしいんですけども、現実問題として、コンサルタントとのつながりとか、そういったネットワークを広げるためには、しばらくそういった広報期間が必要なんじゃないかなというふうに考えておりますので、6月から9月ぐらいに採用ができればいいのかな。今の状況ですが、まだ流動的でございますが、そういうふうな考えで私たちはおります。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

初歩的な質問をさせていただきます。三都市圏と言われましたけれども、具体的にどういった地域になるのでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

基本的には大きく考えて、東京、名古屋、大阪というふうに捉えてよろしいんですけど、そこら辺のちょっと付随するところの県は若干入っております。大まかにですが、その程度でよろしいでしょうか。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

関連ですが、ちょっとイメージがわからないので、もう少し具体的にお伺いしますが、そのコンサルタントと個人の相中のような感じで僕はちょっと受け取るんですが、これが相手が

コンサルタントでもいいのかというところと、もうちょっとわかりやすく、そういう、どういう人物を狙っているのか。あくまでも個人なのかというところはちょっと明確にお聞きしておきたいなと思いますが。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

あくまでも個人になります。コンサルタントはあくまでもその紹介、あるいはそのネットワークのつながりを、そういった協力隊員を捜すための一つのツールといいますか、ということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

この地域おこし協力隊員の任期につきましては最長3年というふうな、市町村によっては独自で採用すればよろしいんでしょうけども、交付税措置がなされるのは3年間という期限がございますので、本町としましても最長3年間、3年過ぎた後は、基本的には自立をしていただくというふうな考えでおります。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

最後、3年間で自立をしていただくということがありましたが、それはどういう意味ですか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

3年間は町が報酬として支払います。しかし、3年後については自立して自分で収入を得る、糧を得るということですね。あるいは企業を起こす。ただ、よその市町村によっては3年過ぎた後はお帰りになられるという方もいらっしゃるそうでございますので、そこら辺はもうその協力隊員の自助努力というふうになろうかと思いますが、できれば定住につながっ

ていけば一番よろしいのかなという期待感がございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

東京、大阪、名古屋圏から来ていただいて、200万。あと、その住宅の準備をするとか何とか、そういうふうなことまでしないと、とてもじゃないですよ。ましてや3年というんですから。だから、そのあたりを、それで優秀な人物が来てくださるんでしょうか、果たして。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

現在、報酬の審議の中で、なかなかそこら辺、お答えしにくいところもございますけれども、予算審議の中でお答えはしたいとは思っておったんですけれども、そういった補助、家賃補助というのもしけるようにはしております。それは新年度予算の審議の中でお答えしていきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

午後4時28分 散会